

外貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面には、外貨建て債券のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 外貨建て債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 外貨建て債券は、金利水準、為替相場の変化や発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

- ・ 外貨建て債券を募集・売出し等により、または当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。
当社との相対取引により売買する場合は、取引価格※に取引の実行に必要なコストが含まれております。別途手数料をお支払いいただく必要はございません。
- ・ 外貨建て債券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

※当社は、お客様とのお取引にあたっては、社内時価を基準として当社が定めた一定の値幅の範囲内において、売買対象銘柄の種類、市場環境（相場変動を含む。）、当社が得べき利益、銘柄固有の流動性、信用リスク、カントリーリスク、取引金額の規模等を考慮して取引価格（「お客様が購入される価格」と「お客様が売却される価格」）を決定しております。

金利、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

＜市場価格が変動するリスク＞

- ・ 外貨建て債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。利子の適用利率が固定利率の場合、金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。利子の適用利率が変動利率の場合には、利子が増減するという特性から、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
- ・ 金利水準は、各国の中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準(例えば、既に発行されている債券の流通利回り)や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。

<為替相場に関するリスク>

- 外貨建て債券の円換算した価値は、為替相場(円貨と外貨の交換比率)が変動することにより、為替相場が円高になる過程では下落し、逆に円安になる過程では上昇することになります。したがって、売却時、あるいは償還時の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- 外貨建て債券の売買や償還金及び利子の決済に際して、日本円等の建て通貨以外の通貨での決済が予め取り決められている場合、売却時あるいは償還時等の為替相場の状況によっては為替差損が生じるおそれがあります。
- 通貨の交換に制限が付されている場合には、償還金及びその利子のその他の通貨への交換や送金ができない場合があります。

外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の業務、または財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

<発行体等の信用状況の変化に関するリスク>

- 外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、外貨建て債券の市場価格が変動することによって売却損が生じる場合があります。
- 外貨建て債券の発行体または外貨建て債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、償還金や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生または特約による額面の切下げや株式への転換等が生じた場合、投資額の全部または一部を失ったり、償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還されることがあります。償還金に代えて予め定められた株式と調整金またはいずれか一方で償還された場合、当該株式を換金した金額と調整金の合計額が額面または投資額を下回るおそれがあります。また、額面の一部が切り下げられた場合には、その後の利子の支払いは切り下げられた額面に基づき行われることとなります。したがって、当初予定していた利子の支払いを受けられない場合があります。
- 金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合等には、外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って額面の切下げ、利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は外貨建て債券の発行体または償還金及び利子の支払いを保証している者の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。
- 主要な格付会社により「投機的要素が強い」とされる格付がなされている債券については、当該発行体または本債券の償還金及び利子の支払いを保証している者の信用状況の悪化等

により、償還金や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度が上位の格付けを付与された債券と比べより高いと言えます。

<償還金及び利子の支払いが他の債務に劣後するリスク>

弁済順位が他の債務に劣後する特約が付されている債券については、劣後事由が発生した場合には、弁済順位が上位と位置付けられる債務が全額弁済された後に償還金及び利子の支払いが行われることとなります。劣後事由とは破産宣告、会社更生法に基づいた会社更生手続きの開始、民事再生法に基づく民事再生手続きの開始、外国においてこれらに準ずる手続きが取られた場合となります。

その他のリスク

<適用利率が変動するリスク>

外貨建て債券の利子の適用利率が変動利率である場合、各利率基準日に指標金利を用いた一定の算式に従って計算されます。このため、利子の適用利率は、各利率基準日の指標金利により変動し、著しく低い利率となるおそれがあります。

<流動性に関するリスク>

- ・新興国通貨は、米国市場若しくは欧州市場等の特定の市場が取引の中心となっています。そのため、当社における新興国通貨建て債券の取引については、新興国以外の通貨建て債券に比べて流動性は低くなっています。
- ・外貨建て債券は、市場環境の変化により流動性(換金性)が著しく低くなった場合、売却することができない、あるいは購入時の価格を大きく下回る価格での売却となるおそれがあります。
- ・外貨建て債券は、原則として、当社から他社へ移管（出庫）することができません。償還日より前に売却する場合には、お客様と当社との相対取引となり、当社が合理的に算出した時価に基づいた価格で取引いただきます。

企業内容等の開示について

外貨建ての債券は、募集・売出し等の届出が行われた場合を除き、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

外貨建て債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

外貨建て債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

無登録格付に関する説明書について

当社から無登録格付業者が付与した格付の提供を受けた場合は、「無登録格付に関する説明書」をご覧ください。

外貨建て債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における外貨建て債券のお取引については、以下によります。

- ・ 外貨建て債券の募集若しくは売出しの取扱いまたは私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 外貨建て債券の売買の媒介、取次ぎまたは代理

外貨建て債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する外貨建て債券（一部を除く。）の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子（為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 外貨建て債券の譲渡益及び償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する外貨建て債券の課税は、原則として以下によります。

- ・ 外貨建て債券の利子、譲渡益、償還益（それぞれ為替損益がある場合は為替損益を含みます。）については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 国外で発行される外貨建て債券（一部を除く。）の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

- ・ 振替債(我が国の振替制度に基づき管理されるペーパーレス化された債券をいいます。)である外貨建て債券は、当社では原則として、その利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。なお、国外で発行される外貨建て債券についても、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。
- ・ 外貨建て債券は、当社では原則として、その償還日の3営業日前の日を約定日とするお取引までが可能です。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において外貨建て債券のお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・ 国外で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座または振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金または有価証券の全部または一部(前受金等)をお預けいただいたうえで、ご注文をお受けいたします。

- ・前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金または有価証券をお預けいただきます。
- ・ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、注文書をご提出いただく場合があります。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送または電磁的方法による場合を含みます。)

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要

商 号 等 株式会社 SBI 証券
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号

本 店 所 在 地 〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

加 入 協 会 日本証券業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資 本 金 54,323,146,301 円(2024 年 9 月 30 日現在)

主 な 事 業 金融商品取引業

設 立 年 月 1944 年 3 月

連 絡 先 「インターネットコース」でお取引されているお客様：SBI 証券 カスタマーサービスセンター
電話番号：0120-104-214 (携帯電話からは、0570-550-104 (有料))
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

SBI マネープラザのお客様：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター
電話番号：0120-142-892
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

IFA コース、IFA コース (プラン A) のお客様：IFA サポート
電話番号：0120-581-861
受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

担当営業員のいらっしゃるお客様は、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

連 絡 先：「インターネットコース」でお取引されているお客様：SBI 証券 カスタマーサービスセンター

電話番号：0120-104-214 (携帯電話からは、0570-550-104 (有料))

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分 (年末年始を除く)

SBI マネープラザのお客様：SBI 証券 マネープラザカスタマーサポートセンター

電話番号：0120-142-892

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

IFA コース、IFA コース（プラン A）のお客様：IFA サポート

電話番号：0120-581-861

受付時間：平日 8 時 00 分～17 時 00 分（年末年始を除く）

担当営業員のいらっしゃるお客様は、お取引のある各店舗へご連絡をお願いいたします。

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日、年末年始を除く）

2025 年 5 月

発行登録目論見書



Deutsche Bank

ドイツ銀行

ドイツ銀行 2030 年 6 月 12 日満期
米ドル建社債

－ 売 出 人 －

株式会社 S B I 証券

1. この発行登録目論見書が対象とする社債5,000億円の発行登録については、発行会社は金融商品取引法第23条の3第1項の規定により、発行登録書を2025年4月11日に関東財務局長に提出し、2025年4月21日にその効力が生じています。
2. この発行登録目論見書に記載された内容については、今後訂正されることがあります。また、参照すべき旨記載された参照情報が新たに差し替わることがあります。
3. この発行登録目論見書に基づきドイツ銀行 2030年6月12日満期 米ドル建社債（以下「本社債」といいます。）を売り付ける場合には、発行登録追補目論見書を交付いたします。
4. 本社債の元利金は米ドルで支払われますので、外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

【表紙】

【提出書類】発行登録書（訂正を含む。）

【提出先】関東財務局長

【提出日】2025年 4 月 11 日
2025年 5 月 16 日訂正

【会社名】ドイツ銀行
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】マネージング・ディレクター ジョナサン・ブレイク
(Jonathan Blake, Managing Director)

ディレクター トーマス・リュッケルト
(Thomas Rückert, Director)

【本店の所在の場所】ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン
タウヌスアンラゲ 12
(Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】弁護士 黒 田 康 之

【代理人の住所又は所在地】東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】03-6775-1000

【事務連絡者氏名】弁護士 黒 田 康 之

【連絡場所】東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】03-6775-1077

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】社債

【発行登録書の内容】

提出日	2025 年 4 月 11 日
効力発生日	2025 年 4 月 21 日
有効期限	2027 年 4 月 20 日
発行登録番号	7 - 外 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円
発行可能額	5,000 億円

【縦覧に供する場所】該当事項なし

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
＜ドイツ銀行 2030 年 6 月 12 日満期 米ドル建社債に関する情報＞	1
第 1 募 集 要 項	1
第 2 売 出 要 項	1
1 売出有価証券	1
売出社債（短期社債を除く。）	1
2 売出しの条件	3
3 売出社債のその他の主要な事項	4
募集又は売出しに関する特別記載事項	16
＜上記の社債以外の社債に関する情報＞	18
第二部 参 照 情 報	19
第 1 参 照 書 類	19
1 有価証券報告書及びその添付書類	19
2 半期報告書	19
3 臨時報告書	19
4 外国会社報告書及びその補足書類	19
5 外国会社半期報告書及びその補足書類	19
6 外国会社臨時報告書	19
7 訂正報告書	19
第 2 参照書類の補完情報	20
第 3 参照書類を縦覧に供している場所	20
第三部 保証会社等の情報	20
発行登録書の提出者が金融商品取引法第 5 条第 4 項各号に 掲げる要件を満たしていることを示す書面	21
有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実	22
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	49

第一部 【証券情報】

<ドイツ銀行 2030 年 6 月 12 日満期 米ドル建社債に関する情報>

第 1 【募集要項】

該当事項なし

第 2 【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載します。

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称
ドイツ銀行 2030年 6 月12日満期 米ドル建 社債 (以下「本社債」という。)	(未定) 米ドル(注1)	(未定) 米ドル(注1)	株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 (以下「売出人」という。)

本社債は、無記名式であり、各社債の金額（以下「額面金額」という。）は100米ドルである。

本社債の利率は年率（未定）%（年率4.00%から5.00%までを仮条件とする。）であり、2025年6月12日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について利息が付される。本社債の利息の計算の詳細については下記「3 売出社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(4) 利息」を参照のこと。（注2）

本社債に係る利息の支払いは以下のとおりである。

2025年12月12日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの毎年6月12日および12月12日（ただし、修正翌営業日規定（以下に定義する。）により調整される。以下「利払日」という。）に、利息起算日（同日を含む。）から初回の利息期間終了日（以下に定義する。）（同日を含まない。）までの期間、およびいずれかの利息期間終了日（同日を含む。ただし、最終の利息期間終了日を除く。）からその直後の利息期間終了日（同日を含まない。）までの各期間（以下「利息期間」という。）に係る利息を後払いする。

本社債の満期日は2030年6月12日であり、修正翌営業日規定により調整される。（注3）

「修正翌営業日規定」とは、当該日が営業日でない場合には、当該日を翌営業日（ただし、翌営業日が翌暦月になる場合には、直前の営業日）とする調整方法をいう。

「利息期間終了日」とは、2025年12月12日（同日を含む。）から満期日（同日を含む。）までの毎年6月12日および12月12日をいう。利息期間終了日が延期されることはなく、当該利息期間についてそれに対応する調整が行われることもない。

「営業日」とは、欧州自動即時グロス決済支払システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System）が営業を行っており、かつ、東京、ロンドン、ニューヨークおよびフランクフルトにおいて、商業銀行および外国為替市場が支払いの決済を行い、一般的な営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日をいう。土曜日および日曜日は、営業日とはみなされない。

本社債は、2025年6月11日に、ドイツ銀行（以下「発行会社」という。）の証書・ワラント・社債発行プログラムに基づき、ユーロ市場で発行される。本社債は、いずれの証券取引所（有価証券の売買を行う金融商品市場を開設する金融商品取引所または外国金融商品市場を開設する者をいう。）にも上場されない予定である。

- (注1) 上記の売出券面額の総額および売出価額の総額は、本社債のユーロ市場における発行額面金額の総額と同額であり、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、2025年5月23日（以下「条件決定日」という。）に決定される。
- (注2) 本社債の利率は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために行われるブック・ビルディングの結果を勘案した上で、条件決定日に決定される。上記の仮条件は、市場の状況を勘案して変更されることがある。
- (注3) 本社債の償還は、本社債が満期日より前に償還または買入消却されない限り、満期日に、償還額（下記「3 売出社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(1) 主たる債務」に定義する。）の支払いによりなされる。ただし、本社債は、満期日より前に償還される場合がある。期限前の償還については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項、II 本社債の要項の概要、(10) 債務不履行事由・破綻処理措置、(A) 債務不履行事由」を参照のこと。
- (注4) 本社債に関し、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）からA1の長期無担保上位優先債務格付を、スタンダード・アンド・プアーズ・グローバル・レーティング（以下「S&P」という。）からAの長期無担保上位優先債務格付を、またフィッチ・レーティングス・リミテッド（以下「フィッチ」という。）からAの長期無担保上位優先債務格付を各々取得している。これらの格付は、いずれも発行会社が発行する個別の社債に対する信用格付ではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx））の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>）に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/site/japan/>）の「フィッチの格付業務」欄の「規制関連」セクションにある「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込 証拠金	申込受付場所	売出しの委託を 受けた者の住所および 氏名または名称	売出しの委託 契約の内容
額面金額の 100%	2025年5月 27日から同年 6月11日まで	額面 100米ドル 単位	なし	売出人の本店 および日本に おける各支店 (注1)	該当事項なし	該当事項なし

本社債の受渡期日は2025年6月12日（日本時間）である。

（注1） 本社債の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人からあらかじめ同口座約款の交付を受け、同口座約款に基づき外国証券取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、同口座約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

券面に関する事項については、下記「3 売出社債のその他の主要な事項」を参照のこと。

（注2） 本社債は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）またはアメリカ合衆国の州の証券法に基づき登録されておらず、今後登録される予定もなく、本社債の取引は、アメリカ合衆国商品取引所法（その後の改正を含む。）（以下「商品取引所法」という。）に基づくアメリカ合衆国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）の承認を受けていない。本社債の募集または販売は、証券法のレギュレーションS（以下「レギュレーションS」という。）に基づく証券法の登録要件を免除される取引において行われなければならない。本社債は、アメリカ合衆国内において、または（i）レギュレーションSにおいて米国人と定義される者、（ii）商品取引所法のルール4.7における非米国人の定義に該当しない者、（iii）CFTCが公表する「特定のスワップ規制の遵守に関する解釈指針およびポリシーステートメント」（78 Fed. Reg. 45,292（2013年7月26日））により米国人と定義される者もしくは（iv）商品取引所法に基づく規則もしくは指導において米国人と定義されるその他の者に対して、募集、販売その他の方法により譲渡されてはならない。

（注3） 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、（i）指令2014/65/EU（その後の改正を含む。以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4条第(1)項第11号において定義されるリテール顧客、（ii）指令（EU）2016/97号（その後の改正を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4条第(1)項第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないもの、または（iii）EU目論見書規則において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに關して、規則（EU）1286/2014号（その後の改正を含む。以下「EU PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、EU PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

（注4） 本社債は、英国におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、（i）2018年欧州連合（離脱）法（その後の改正を含む。以下「EUWA」という。）に基づき国内法の一部を構成する規則（EU）2017/565号第2条第8号において定義されるリテール顧客、（ii）2000年金融サービス・市場法（その後の改正を含む。以下「FSMA」という。）の規定および指令（EU）2016/97号を施行するためにFSMAに基づき制定された規則もしくは規制にいう顧客であって、EUWAに基づき国内法の一部を構成する規則（EU）600/2014号第2条第(1)項第8号において定義される専門家顧客の資格を有していないもの、または（iii）英国目論見書規則において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに關して、EUWAに基づき国内法の一部を構成する規則（EU）1286/2014号（その後の改正を含む。以下「英国PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがって、英国におけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、英国PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

3 【売出社債のその他の主要な事項】

I 本社債についてのリスク要因

本社債への投資は、為替リスク、信用リスク等の一定のリスクを伴う。したがって、かかるリスクを伴う取引についての知識または経験を有する投資家のみが、本社債への投資に適している。本社債への投資を検討する投資家は、以下のリスク要因を理解し、自己の財務状況、本書に記載される情報および本社債に関する情報に照らし、必要に応じて本社債が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討した後に投資判断を行うべきである。なお、以下に記載するリスク要因は、本社債への投資に関する主要なリスク要因を記載したものであり、すべてのリスク要因を網羅したものではない。

為替変動による損失のリスク（元本リスク）

本社債の元利金は米ドルで支払われる。したがって、投資家は円換算した利息額（下記「II 本社債の要項の概要、(4) 利息、(C) 定義」に定義する。）が変動するリスク、円換算した償還額または中途売却価格が投資元本を割り込むリスクを承知する必要がある。

金利変動リスク

本社債の元利金は、米ドル建てで支払われるため、本社債の価値は米ドル金利の変動の影響を受ける。一般的に、本社債の価値は米ドル金利が低下する場合には上昇し、米ドル金利が上昇する場合には下落することが予想される。

信用リスク

本社債は、発行会社の非劣後かつ無担保の債務であり、発行会社が倒産等の事態に陥った場合、本社債に関する支払いの一部または全部が行われない可能性がある。また、発行会社の財政状態もしくは経営成績の悪化またはこれに伴う外部評価の変化が、満期日前における本社債の価値に悪影響を及ぼす場合がある。

不確実な流通市場

本社債の流通市場は確立されていない。また、発行会社、売出人およびそれらの関係会社は、本社債を買い取る義務を負わない。そのため、本社債の保有者（以下「本社債権者」という。）は、本社債を償還前に売却できない場合がありうる。また、本社債を売却できたとしても、本社債は非流動的であるため、満期日前の本社債の売買価格は、外国為替市場、金利市場、発行会社の財政状態、一般市場状況その他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。

潜在的利益相反

本社債については、発行会社が計算代理人（下記「II 本社債の要項の概要、(7) 計算代理人、(A) 計算代理人の役割、発行会社の算定および変更」に定義する。）を務める。場合によっては、発行会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。発行会社は、計算代理人としての職務を誠実に遂行する義務を負っている。

税金

日本の税務当局は、本社債についての日本の課税上の取扱いについて必ずしも明確にしていない。下記「Ⅲ 租税上の取扱い、(2) 日本国の租税」の項を参照のこと。また、将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。本社債に投資しようとする投資家は、各自の状況に応じて、本社債の会計・税務上の取扱い、本社債に投資することによるリスク、本社債に投資することが適当か否か等について各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

Ⅱ 本社債の要項の概要

(1) 主たる債務

本社債は、本社債権者に対して、発行会社から、額面金額の100%（以下「償還額」という。）の支払いにより償還を受ける権利を付与する。

(2) 償還

上記「(1) 主たる債務」に基づく償還は、満期日に行われる。

(3) 決済

(A) 決済通貨の換算

発行会社によって支払われるべき金銭は、米ドルで支払われる。関連する決済機関（以下に定義する。）の規則により、米ドルによる支払いを行うことができない場合、当該支払いは、関連する決済機関が口座に対する支払いのために主に利用する通貨によって行われる。当該金額は、計算代理人が合理的な裁量によって当該換算との関係で最も適切であると判断する情報源を参照して計算代理人が決定する外国為替レートを用いて米ドルから上記の通常の通貨に換算される。

「決済機関」とは、ユーロクリア・バンク・エスエー／エヌブイおよびクリアストリーム・パンキング・エスエーをいう。

(B) 決済／支払いの詳細

発行会社は、支払義務を負う金銭を、本社債権者に対する送金のために、関連する決済機関に送金する。発行会社は、関連する決済機関または指定された支払いの受領者に対して支払いが行われた場合、支払われた金額について支払義務を免れる。

償還額は、額面金額の利用の対価として、償還額が額面金額を下回ることがありうるとの認識に対する補償として支払われる。

(C) 検証

各支払いは、関連する本社債権者が本社債を保有していることについて、合理的に満足することのできる証拠が提示されることを条件とする。

(D) 支払日

「支払日」とは、以下のすべての条件を満たす日（土曜日および日曜日を除く。）をいう。

- (i) 主たる代理人（下記「(6) 代理人、(B) 定義」に定義する。）が所在する都市において、商業銀行および外国為替市場が一般的な営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行い、かつ、支払いの決済を行っていること。

(ii) 各決済機関が営業を行っていること。

(iii) アメリカ合衆国の主たる金融中心地において、商業銀行および外国為替市場が一般的な営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行い、かつ、支払いの決済を行っていること。

いずれかの本社債について発行会社は何らかの金銭の支払いを行わなければならない日が支払日でない場合、その保有者は、その直後の支払日まで支払いを受ける権利を有せず、当該遅延について利息その他の支払いを受ける権利を有しない。

(4) 利息

(A) 利息の支払い

発行会社は、各利払日に、関連する利息額を支払う。利息額は、本社債に係る額面金額の利用の対価として支払われる。また、利息額は、いずれかまたはすべての利払日における利息額が、本社債に係る商業的な利益率を下回ることがありうるとの認識に対する補償としても支払われる。

いずれかの利息期間について利息額を計算しなければならない場合、計算代理人は、当該利息期間の日数、当該期間に適用される本社債の利率および日数調整係数（以下に定義する。）を基礎として利息額を算定する。

(B) 利息の発生

利息額以外には、本社債について定期的な金額が支払われることはなく、利息額の支払いの遅延その他の理由を問わず、本社債について追加で利息が発生することはない。

(C) 定義

「利息額」とは、各利払日について、額面金額100米ドルの各本社債につき（未定）米ドルである。

関連する利息期間終了日以外の日（同日を含まない。）に終了する期間について利息額を計算しなければならない場合、「利息期間」とは、直前の利息期間終了日（同日を含む。）から関連する支払日（同日を含まない。）までの期間をいう。かかる利息期間終了日が存在しない場合、「利息期間」とは、利息起算日（同日を含む。）から関連する支払日（同日を含まない。）までの期間をいう。

「日数調整係数」とは、当該利息期間の日数を360で除した数をいう。かかる日数は、1年が30日を1ヶ月とする12ヶ月により構成される360日であるとして計算される。ただし、当該利息期間の最終日がいずれかの月の31日である場合、当該最終日を含む月は30日で構成される1ヶ月には短縮されないものとみなされ、当該利息期間の最終日が2月末日である場合、その2月は30日で構成される1ヶ月には延長されないものとみなされる。

(5) 本社債の様式、譲渡性、地位および本社債権者

(A) 様式

本社債は、大券（以下「大券」という。）により表章される。本社債について確定社債券は発行されない。大券は、いつでも、本社債権者の同意なく、ドイツ電子証券法（Gesetz über elektronische Wertpapiere）（以下「電子証券法」という。）に従って、同一の内容の電子証券に置き換えられる可能性がある。その場合、発行会社は、変更後の証券の様式に適合させるため、

大券の表章について規定し、またはそれに関連する本社債の要項のすべてを調整することができる。変更後の証券の様式（それに起因して必要となる本社債の要項の変更を含む。）は、下記「(14) 通知」の規定に従って公表される。

電子証券法第12条が準用する第4条第1項第1号に従って、電子証券に係る登録簿は中央登録簿（以下「中央登録簿」という。）となる。中央登録簿に登録された電子証券は、電子証券法第4条第2項にいう中央登録証券（以下「中央登録証券」という。）である。中央登録証券は、中央登録証券に係る登録機関（以下「中央登録証券登録機関」という。）が保有する中央登録簿に登録を行うことにより発行される。

(B) 譲渡性

各本社債は、適用ある法律ならびに当該本社債がその帳簿を通じて譲渡される決済機関のその時点の規則および手続に従い、譲渡することができる。

中央登録証券は、中央登録簿における集合的登録において、中心的な証券預託機関を保有名義人とする集合的な証券の保有として登録される。中心的な証券預託機関は、それ自身が受益者となるのではなく、電子証券法第3条第2項にいう受益者（以下に定義する。）に対する受託者として、当該集合的登録の管理を行う。本社債は、中央登録証券登録機関の適用ある規定および規則ならびに適用ある法律の規定に従って、集合的な証券の保有に係る共有持分として譲渡される。

(C) 地位

本社債は、発行会社の無担保かつ非劣後の上位優先債務を構成し、相互に同順位であり、発行会社のその他のすべての無担保かつ非劣後の上位優先債務との間で同順位である。ただし、破綻処理措置（下記「(10) 債務不履行事由・破綻処理措置、(B) 破綻処理措置」に定義する。）が発行会社に対して行われた場合、または発行会社の（もしくは発行会社に対する）解散、清算、倒産、和議もしくは倒産を回避するためのその他の手続の場合において、一定の無担保かつ非劣後の上位優先債務に対する制定法上の優先権に服する。

ドイツ銀行法（Kreditwesengesetz）（以下「銀行法」という。）第46条f第5項に従って、本社債に基づく債務は、銀行法第46条f第6項第1文（銀行法第46条f第9項により準用される場合を含む。）またはその後継の規定にいう発行会社の負債証券に基づく債務（自己資本要求規則第72条aおよび第72条b第2項にいう適格債務を含む。）に優先する。

(D) 本社債権者

「本社債権者」および「本社債の保有者」という用語は、適用ある法律ならびに大券をカस्टディとして保有し、関連する記入または記帳をその記録に対して行った決済機関の規則および手続に従って解釈される。

「中央登録証券の保有者」とは、中央登録証券または集団的な証券の保有に係る一定の共有持分の保有者として中央登録簿に登録されている者をいう（本社債が中央登録証券として発行されている場合、中心的な証券の預託機関が保有者として登録される（集団的登録））。

電子証券法第3条第2項にいう受益者は、中央登録証券から派生する権利を保有している者（以下「電子証券法第3条第2項にいう受益者」という。）である。

本社債が中央登録証券として発行されている場合、本社債の要項において本社債権者または本社債の保有者というときは、電子証券法第3条第2項にいう受益者を意味する。

(6) 代理人

(A) 発行会社は、いつでも代理人を変更し、または代理人を解任する権利を有する。また、発行会社は、追加の代理人を選任する権利を有する。主たる代理人の解任は、後任の主たる代理人が選任されるまで効力を生じない。代理人の選任、解任または指定された事務所の変更の通知は、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に対して行われる。

各代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者に対していかなる責任や義務も負うものではなく、本社債権者との間でいかなる代理または信託の関係に立つものでもない。代理人により行われたすべての本社債に関する計算または決定は、明白な誤りである場合を除き、最終的かつ終局的なものであり、本社債権者に対して拘束力を有する。

(B) 定義

「代理人」とは、上記 (A) に従い、主たる代理人をいう。

「主たる代理人」とは、上記 (A) に従い、ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン、タウヌスアンラゲ 12に所在するフランクフルト・アム・マインにおける本店を通じて行為するドイツ銀行をいう。

(7) 計算代理人

(A) 計算代理人の役割、発行会社の算定および変更

本社債の要項に別段の定めがある場合を除き、本社債の要項で必要とされるすべての計算および決定は、計算代理人としてのドイツ銀行（以下「計算代理人」という。）によって行われる。

「計算代理人」の用語には、後任の計算代理人を含む。

発行会社が以下の規定に従って後任の計算代理人を選任することを決定した場合を除き、発行会社は、本社債に係る計算代理人となる。発行会社は、いつでも他の機関を計算代理人として選任する権利を有する。現任の計算代理人の解任は、後任の計算代理人が選任されるまで効力を生じない。かかる計算代理人の解任または選任の通知は、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に対して行われる。

計算代理人は、（発行会社である場合を除き）発行会社の代理人としてのみ行為する。計算代理人は、本社債権者に対していかなる責任や義務も負うものではなく、本社債権者との間でいかなる代理または信託の関係に立つものでもない。

発行会社または計算代理人による本社債に関するすべての計算または決定は、誠実かつ商業上合理的な方法で行われなければならない。かかる計算および決定は、明白な誤りである場合を除き、最終的かつ終局的なものであり、本社債権者に対して拘束力を有する。

本社債に関する計算代理人による計算または算定の後、計算代理人が当該計算または算定につき使用した参照項目の価額もしくは価格の訂正が後に公表された場合、これが支払いが行われる日の2営業日前までの訂正期間中に公表されている場合に限り、計算代理人はこれを斟酌し、その金額は、参照項目の当該価額または価格を参照して、全体として、または部分的に決定される。

計算代理人は、発行会社の同意を得て、そのいずれかの義務および任務を、計算代理人が適切であるとする第三者に委託することができる。

(B) 計算代理人による決定

発行会社、計算代理人および代理人は、自身の重過失または故意がない場合、適用ある法律によって許容される限りにおいて、本社債の要項に基づいて支払われる金額の計算その他の本社債の要項の規定に基づく決定における誤りまたは不作為について何らの責任も負わない。

(8) 租税

発行会社は、本社債の所有、譲渡、支払いのための呈示もしくは引渡しまたは執行の結果生じる一切の公租公課、手数料、源泉徴収その他の支払いについて責任その他の支払義務を負わない。発行会社が本社債権者に対して行うすべての支払いは、実施、支払い、源泉徴収または控除を行う必要がある一切の公租公課、手数料、源泉徴収その他の支払いの対象となる。

(9) 呈示期間および時効

本社債に係る一切の支払いは、以下の規定に従い、上記「(3) 決済」に規定される方法および別途大券に規定される方法により行われる。

本社債に係る一切の金額の支払いは、いずれかの代理人の指定された事務所において、大券の呈示または（場合により）引渡しと引き換えに行われる。各支払いの記録は、（該当する場合）当該代理人が大券上に行う。かかる記録は、当該支払いがなされたことについての一応の証拠となる。

決済機関の記録において一定数の本社債または本社債に係る一定の額面金額の保有者として記載されている者は、発行会社が大券の保有者もしくは（場合により）関連する決済機関またはその指図先に対して行った各支払いに係るその者の持分について、関連する決済機関に対してのみ、分配を求めなければならない。

本社債に基づく支払いに係る一切の請求権は、それぞれに係る関連日（以下に定義する。）から（利息額の支払いに関しては）5年以内、（その他の金額の支払いに関しては）10年以内に、本社債の要項に従って大券が呈示され、または請求が行われない場合、無効となる。

「関連日」とは、当該支払いについて最初に支払期限が到来した日をいう。当該支払期日以前に支払われるべき金銭の全額が適式に関連する代理人によって受領されていない場合、当該金銭の全額が受領され、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に対してその旨の通知が適式に行われた日をいう。

(10) 債務不履行事由・破綻処理措置

(A) 債務不履行事由

下記のいずれかの事由が発生した場合、各本社債権者は、自らが保有する本社債について期限の利益を喪失したことを宣言する権利を有する。

- (i) 主たる代理人が本社債権者から本社債に関する支払いについての通知を受領した後、関連する期日から30日以内に発行会社が支払いを行わない場合。
- (ii) 発行会社が、本社債から生じるその他の義務を適式に履行せず、かかる不履行が、主たる代理人が本社債権者からそれについての通知を受領した後60日を超えて継続した場合。
- (iii) 発行会社が、その金融債務を履行できないことを発表し、または支払いを停止した場合。

- (iv) 裁判所が発行会社に対して倒産手続を開始した場合、発行会社がかかる手続を申請し、もしくは開始した場合、または発行会社が債権者全般の利益のための和解を提案し、もしくは実施した場合。

本社債の期限の利益喪失を宣言する権利は、当該権利が行使される前に当該権利を生じさせた状況が治癒された場合には消滅する。

本社債の期限の利益喪失の宣言がなされた場合、各本社債権者は、当該本社債権者が保有するすべての本社債の市場価格（以下に定義する。）に相当する金額を即時に支払うよう要求する権利を有する。発行会社は、当該市場価格から、裏付けとなる関連するヘッジ取引（以下に定義する。）を解消するための発行会社の直接的および間接的な費用のうち、本社債に対応する割合的な部分を控除することができる。かかる控除の金額は、計算代理人が合理的な裁量により決定する。かかる控除は、適用ある法律、適用ある証券取引所の規則その他の適用ある規則または規制に違反する場合には行われない。

「市場価格」とは、計算代理人が関連する時点で適切であると判断する要因（以下のものを含むが、これらに限られない。）を参照して決定する本社債の公正市場価格をいう。

- (i) 関連する時点における関連する経済的変数（金利、外国為替レート等）の市場価格または価値
- (ii) 本社債が予定された満期まで残存した場合の残存期間
- (iii) 内部価格モデル
- (iv) 他の市場参加者が本社債と類似の有価証券について提示しうる買い値
- (v) 関連する市場における関連する相場その他の関連する市場データ（関連する金利、価格、利回り、イールドカーブ、ボラティリティ、スプレッド、相関関係およびオプションその他のデリバティブ商品の価格モデルを含む。）
- (vi) 発行会社またはその関連会社のいずれかの内部情報源からの上記の種類の情報であって、発行会社はその通常の業務の過程で本社債と類似の商品の評価のために使用する種類のもの

「ヘッジ取引」とは、発行会社が、関連する本社債の要項に基づき支払われるべき現金がその期限の到来時に入手できるよう確保するために行う取引をいう。

(B) 破綻処理措置

各本社債権者は、当該時点で発行会社に適用される破綻処理に関する法令に基づいて、本社債が、管轄権を有する破綻処理当局によって行使される下記の権限（本「Ⅱ 本社債の要項の概要」において、それぞれを以下「破綻処理措置」という。）に服する可能性があることを認識し、了承する。

- 本社債に係る元金額、利息額その他の金額の支払いの請求権の減額（ゼロへの減額を含む。）を行うこと
- かかる請求権を、(i) 発行会社、(ii) 関連会社または(iii) ブリッジ・バンクの普通株式等 Tier 1 資本としての要件を充足する普通株式その他の持分証券に転換し、本社債権者に対してかかる証券を発行し、または付与すること
- (i) 本社債の他の事業体への譲渡、(ii) 本社債の要項の修正、変更もしくは改定または(iii) 本社債の消却を含む（ただし、これらに限られない）その他の破綻処理措置を適用すること

本社債権者は、破綻処理措置に拘束される。本社債権者は、発行会社に対して、破綻処理措置によって生じるいかなる請求権その他の権利も有しない。特に、破綻処理措置の行使は、債務不履行を生じさせる事由とはならない。

本「(10) 債務不履行事由・破綻処理措置」は、本項に記載される事項を網羅するものであり、本社債の要項の目的事項に関する本社債権者と発行会社の間のその他の一切の契約、取決めまたは了解事項を排除する。

(11) 発行会社および支店の交替

(A) 発行会社の交替

発行会社（または以前に発行会社としての地位を承継した会社）は、いつでも、本社債に基づく主債務者としての地位を、いずれかの関連会社（以下「承継者」という。）に承継させることができる。本社債権者の同意を要しない。かかる承継は、下記の条件のすべてが満たされることを条件とする。

- (a) ドイツ銀行が、本社債に基づく承継者の債務を、取消不能かつ無条件に保証すること（ただし、ドイツ銀行自身が承継者である場合にはこの限りではない。）。保証に基づく債務が本社債に基づく債務と同順位であること。
- (b) 本社債に基づく債務の移転のためのすべての条件（必要な承認、特に管轄権を有する当局の承認）が充足されること。当該債務が、制限なく、法的に有効な方法で移転されること。
- (c) 発行会社が、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に対して当該承継の日を30日前までに通知を行っていること。
- (d) 上記「(10) 債務不履行事由・破綻処理措置」に定める破綻処理措置の適用可能性が確保されていること。

発行会社が交替する場合、本社債の要項における発行会社に関する記載は、交替の効力が発生した時点以後、承継者を指すとみなされる。

(B) 支店の交替

発行会社は、本社債の関係で同社がこれを通じて行為する事務所を変更する権利を有する。発行会社は、下記「(14) 通知」に従って本社債権者に対し、当該変更およびその効力発生日を通知する。当該日までの間、当該変更は生じない。

(12) 本社債の買入れ

発行会社は、公開市場において、公開買付けによる買戻しにより、または個別の本社債権者から、本社債を買い入れることができる。法律上必要な場合、かかる買入れは、管轄権を有する当局の事前の承認を条件とする。

発行会社は、かかる買入れに係る対価を自由に決定することができる。そのようにして買い入れられた本社債は、保有し、転売し、または消却することができる。

(13) 本社債の追加発行

発行会社は、随時、本社債と統合され、単一の銘柄を構成する追加の社債を設定し、発行することができる。これについて、本社債権者の同意を要しない。

(14) 通知

(A) 公告

本社債権者に対する通知は、以下のいずれかまたはその両方の方法によって行われる。

- (i) 決済機関による本社債権者への通知のための決済機関への交付。
- (ii) ウェブサイト (www.xmarkets.db.com) への掲載。代替のウェブサイトにおいて、または代替のサービスを通じて通知を行う場合、当該代替の6週間前までに、本(ii)号第1文に従った公告により、かつ、ドイツ連邦官報 (Bundesanzeiger) において、当該代替について本社債権者に対して通知する。

(B) 交付

上記「(A) 公告」に基づいて公告された通知は、以下の時点で到達したものとみなされる。

- (i) 上記「(A) 公告」の(i)に従った交付により行われた場合、決済機関（複数の決済機関がある場合には、そのすべて）に対して交付が行われた日の次の営業日
- (ii) 上記「(A) 公告」の(ii)に従って行われた場合、当該公告の日
- (iii) 上記「(A) 公告」の(i)に従った交付により行われ、かつ、上記「(A) 公告」の(ii)に従って行われた場合、(a)上記「(A) 公告」の(i)に記載のとおり決済機関（複数の決済機関がある場合には、そのすべて）に対して交付が行われた日の次の営業日と、(b)上記「(A) 公告」の(ii)に記載の当該公告の日のいずれか早い方の日

(15) ユーロへの表示通貨の変更

(A) 表示通貨の変更

発行会社は、本社債権者の同意なく、上記「(14) 通知」に従って通知を行うことにより、当該通知に記載された調整日（以下に定義する。）を効力発生日として、本社債の表示通貨をユーロに変更することを選択することができる。

かかる権利が行使された場合、本社債の要項について、本社債を当該時点においてユーロを表示通貨とする商品に適用される慣行に整合させるために発行会社が決定する修正が行われる。

(B) 調整

発行会社は、本社債権者の同意なく、本社債の要項について、本条約（以下に定義する。）に従った欧州経済通貨同盟の第3段階が本社債の要項に及ぼす影響に対応するために適切であると判断する調整を行うことができる。かかる調整は、上記「(14) 通知」に従って本社債権者に通知される。

(C) 関連費用

上記「(A) 表示通貨の変更」および「(B) 調整」の規定にかかわらず、発行会社、計算代理人および代理人のいずれも、本社債権者その他の者に対して、ユーロの送金またはそれに関して実施される為替換算もしくは端数処理に関連して、またはその結果生じる一切の手数料、経費、損失または費用につき責任を負わない。

(D) 定義

「調整日」とは、本社債権者に対する通知において発行会社が調整日として指定する日をいう。

「本条約」とは、EUの機能に関する条約をいう。

本社債の要項のその他の規定にかかわらず、発行会社は、本「(15) ユーロへの表示通貨の変更」における上記の裁量の行使または選択、決定もしくは調整の実施に際し、可能な限り合意された条件の経済性を保持するために、誠実に、かつ商業上合理的な方法でこれを行う。かかる措置は、当該措置がとられる前の状況と比較して、本社債権者の不利益をもたらす重大な不均衡を生じさせてはならない。

(16) 変更

発行会社は、適用法によって許容される範囲において、本社債権者の同意なく、本社債の要項を修正することができる。当該変更は、発行会社が本社債の要項において意図された経済的な目的を維持または保全するために合理的かつ必要なものであると判断するものでなければならない。当該権利は、以下のいずれかを条件とする。

- (i) 当該変更が、本社債権者の利益に重大な悪影響を及ぼすものでないこと
- (ii) 当該変更が、形式的、軽微もしくは技術的な性質のものであり、または明白な、もしくは証明された誤謬を修正するためのものであること
- (iii) 当該変更が、本社債の要項に含まれる不完全な規定を治癒し、訂正し、または補完するためのものであること

上記の各場合において、発行会社は、まず、当該裁量の行使が合理的かつ必要であることについて十分な検討を行い、発行会社または関連会社に多額の追加費用を生じさせない合理的な他のとる手段がないか検討する。本「(16) 変更」に従った変更が行われた後、発行会社は、その裁量により、本社債に係る最終条件書 (Final Terms) の修正および改定を行うことができる。

当該変更に関する通知は、上記「(14) 通知」に従って本社債権者に対して行われるが、通知の不実施または不受領は、当該変更の有効性に影響を及ぼさない。

(17) 可分性

本社債の要項のいずれかの規定の全部または一部が無効であり、または執行可能性がない場合であっても、その他の規定は、それによって何ら影響を受けず、損なわれない。無効または執行可能性がない規定は、可能な範囲で、無効または執行可能性がない規定の経済上の目的を満たす有効かつ強制執行可能な規定に置き換えられる。本社債の要項における欠落についても同様とする。

(18) 準拠法、管轄および履行地

本社債および本社債から、または本社債に関して生じるすべての債務は、英国法に準拠し、英国法に従って解釈される。いかなる者も、1999年契約（第三者の権利）法に基づいて本社債に係る請求権を実行する権利を有しない。しかし、このことは、その他の権利または救済手段に影響を及ぼさない。

法律上許容される場合、英国の裁判所が、本社債から、または本社債に関して生じた紛争を解決する専属的管轄権を有する。

Ⅲ 租税上の取扱い

(1) 租税に関する注意事項

本社債の購入者および／または売主は、本社債の発行価格または購入価格に加えて、本社債の譲渡が行われた国の法律および慣習に従って、印紙税その他の費用を支払わなければならない可能性がある。発行会社は、租税について源泉徴収を行う責任を負わない。

本社債に係る取引（購入、譲渡、行使・不行使または償還を含む。）、本社債に係る利息の発生または受領および死亡に起因する本社債の取得は、保有者および潜在的な買主の租税上の地位等によっては、これらの者について、印紙税、印紙留保税、所得税、法人税、取引税、キャピタル・ゲイン課税、源泉徴収税、連帯付加税、相続税、贈与税その他の租税公課に係る課税関係を生じさせる可能性がある。

本社債の購入を検討する者は、上記「Ⅱ 本社債の要項の概要、(8) 租税」を慎重に検討しなければならない。

本社債権者の居住国の租税法および発行会社の設立地または所在地である欧州連合加盟国の租税法は、本社債からの収益に影響を及ぼす可能性がある。そのため、本社債の購入を検討する者は、本社債に係る取引の課税関係について、自身の税務顧問に相談することが推奨される。

(2) 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

(i) 本社債は、特定口座において取り扱うことができる。

(ii) 日本国の居住者が支払いを受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）の源泉所得税を課される。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）の税率が適用される。日本国の内国法人が支払いを受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上15.315%（所得税および復興特別所得税の合計）の源泉所得税を課される。当該利息は当該法人の課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

(iii) 本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20.315%（所得税、復興特別所得税および地方税の合計）の税率による申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国

の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

- (iv) 日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。
- (v) 外国法人の発行する社債から生ずる利息および償還差益は、日本国に源泉のある所得として取り扱われない。したがって、本社債に係る利息および償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

規制上のバイルインその他の破綻処理措置

法律は、管轄権を有する破綻処理当局に、本社債について措置を講じる権限を与えている。これらの措置は、本社債権者に悪影響を及ぼす可能性がある。

発行会社は、銀行再建破綻処理指令2014/59/EU（以下「BRRD」という。）ならびに信用機関への自己資本要求、再建および破綻処理の仕組み等について定めた（欧州銀行監督局（EBA）、欧州証券市場監督局（ESMA）等）のEUの規制当局の関連する技術的な基準および指針に服している。発行会社はまた、単一破綻処理メカニズムの対象となる。単一破綻処理メカニズムおよびBRRDは、破綻の危機に面した信用機関および投資会社に関して、幅広い権限を行使することを可能にしている。

本社債は、再建・破綻処理法（Sanierungs- und Abwicklungsgesetz）（以下「SAG」という。）とともにドイツに導入された自己資本要求規則の適用を受ける信用機関に関する破綻処理制度の対象となる。この制度は、例えば、かかる信用機関が発行した金融商品を取得した株主および債権者が、その損失および破綻処理費用の一部を負担する必要がある可能性がある旨を定めている（以下「規制上のバイルイン」という。）。

発行会社について法律上の要件が充足された場合、ドイツ連邦金融監督局（以下「BaFin」という。）は、破綻処理当局として、その他の措置に加えて、本社債に基づく本社債権者の請求権の一部または全部を減額し、または発行会社の持分（株式に）転換する可能性がある（本「規制上のバイルインその他の破綻処理措置」において、以下「破綻処理措置」という。）。実施されるその他の破綻処理措置には、本社債を他のエンティティに移転すること、本社債の要項を変更すること（本社債の償還期限を変更することを含むが、これに限られない。）または本社債を消却することが含まれるが、これらに限られない。管轄権を有する破綻処理当局は、破綻処理措置を単独で適用することもあれば、それらを組み合わせて適用することもありうる。

破綻処理当局が破綻処理措置を講じた場合、本社債権者は、本社債に基づく請求権を喪失するリスクを負う。特に、かかる請求権には、金銭または償還額の支払いを請求する権利や、交付されるべき物の交付を求める請求権が含まれる。

そのため、本社債権者の請求権が発行会社の株式に転換された場合、本社債権者は、本社債に基づいて生じる請求権を喪失することとなる。かかる事態が発生した場合、本社債権者は、発行会社の株主としてのリスクのすべてを負担することとなる。そのような状況下においては、通常、発行会社の株価は急激に下落することとなる。そのため、本社債権者は、かかる状況下において、損失を被る可能性が高い。発行会社に対する本社債権者の請求権の全部または一部がゼロに減額された場合にも同様の事態が生じる。そのため、本社債権者は、全額についての損失を含む、相当程度の損失のリスクを負う。

破綻処理当局は、発行会社の支払いおよび交付に係る義務（例えば、本社債の要項に基づく本社債権者に対するもの、または本社債の要項に基づいて単独の宣言（Gestaltungsrechte）によって解除権または法律関係を創設し、変更し、もしくは終了させるその他の権利を行使する本社債権者の権利）が、破綻処理命令の公表の直後の営業日の終了時まで停止されるよう命令を発出することができる。一定の状況下において、破綻処理当局は、本社債の要項を変更することができる。

管轄権を有する破綻処理当局は、(i)まず、普通株式等Tier 1 証券（発行会社の普通株式等）が関連する損失の割合に応じて減額され、(ii)その次に、その他の資本性証券（Additional Tier 1 証券およびTier 2 証券）の元本が、その優先順位に従って、恒久的に減額され、または普通株式等Tier 1 証券に転換され、(iii)その次に、Additional Tier 1 証券またはTier 2 証券ではない発行会社の無担保劣後債務が恒久的に減額され、または普通株式等Tier 1 証券に転換され、(iv)最後に、発行会社の無担保非劣後債務（規則806/2014号、BRRDまたはSAGによって除外されるものを除く。）（非劣後証券に基づく債務等）が、銀行法第46条f第5号ないし第9号に基づく優先順位に従って、恒久的に減額され、または普通株式等Tier 1 証券に転換されることとなるよう、規制上のペイルインを行使しなければならない。管轄権を有する破綻処理当局は、原則として、上記の順位において、破綻処理措置に関して関連するすべての債務を包含しなければならない。しかし、合理的な期間内にペイルインの効力を生じさせることが困難である場合など、例外的な状況下においては、一定の債務の全部または一部を除外することができる。そのため、破綻処理当局によって、同一の順位の債務が異なる取扱いを受ける可能性がある。

本社債権者は、破綻処理措置により拘束される。本社債の要項に基づいて、本社債権者はかかる措置に同意している。本社債権者は、発行会社に対して、破綻処理措置に起因するいかなる請求権その他の権利も有しない。破綻処理措置の内容によっては、発行会社は、本社債に基づくいかなる支払義務をも負わない可能性がある。本社債に基づく支払義務が破綻処理措置によってどのような影響を受けるかは、発行会社のコントロールが及ばない多数の要素によって決定される可能性があり、仮に破綻処理措置が講じられることとなる場合であっても、それがいかなるタイミングで講じられることとなるかを予測することは困難である。破綻処理措置が実施されたことによって、本社債を終了させる権利が生じることはない。本社債への投資を検討する者は、破綻処理措置が講じられた場合、元本および利息を含むその投資額のすべてを失うリスクについて検討し、経営難に陥った銀行に対する臨時の公的な財政支援が行われる場合であっても、それは、規制上のペイルインを含む破綻処理措置について、可能な限りの検討を行い、また、それを講じた後にのみ、最後の手段として実施される可能性があることを認識しなければならない。

＜上記の社債以外の社債に関する情報＞

第 1 【募集要項】

該当事項なし

第 2 【売出要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を売出しにより取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」または「発行登録追補書類」に記載します。

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

未定

2 【売出しの条件】

未定

第二部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2023年度）（自 2023年 1 月 1 日 至 2023年12月31日）
2024年 6 月27日、関東財務局長に提出
事業年度（2024年度）（自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日）
2025年 6 月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度（2025年度）（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年12月31日）
2026年 6 月30日までに関東財務局長に提出予定

2 【半期報告書】

事業年度（2024年度中）（自 2024年 1 月 1 日 至 2024年 6 月30日）
2024年 9 月26日、関東財務局長に提出
事業年度（2025年度中）（自 2025年 1 月 1 日 至 2025年 6 月30日）
2025年 9 月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度（2026年度中）（自 2026年 1 月 1 日 至 2026年 6 月30日）
2026年 9 月30日までに関東財務局長に提出予定

3 【臨時報告書】

該当事項なし

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の2024年 6 月27日提出の有価証券報告書の訂正報告書）を2024年 6 月27日
に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日（2025年5月16日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

会社名	ドイツ銀行 (Deutsche Bank Aktiengesellschaft)
代表者の役職氏名	マネージング・ディレクター ジョナサン・ブレイク (Jonathan Blake, Managing Director)
	ディレクター トーマス・リュッケルト (Thomas Rückert, Director)

- 1 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社の発行済株券は、指定外国金融商品取引所に上場しており、かつ、算定基準日（2025年3月31日）における当該株券の基準時時価総額が1,000億円以上であります。

6,969,106,305,150 円

（注）算定基準日における主要な一指定外国金融商品取引所であるフランクフルト証券取引所の市場相場による株券の最終価格により算出しております。日本円への換算は、1ユーロ＝162.08円の換算率（2025年3月31日の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値）により行っております。

有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実

2024 年 9 月 5 日

ドイツ銀行、ポストバンク買収に関する原告エフエクトン・シュピーゲル AG との長期にわたる訴訟で和解

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA:DBKGn. DE/NYSE:DB）は、ポストバンクの買収に関して長期にわたって継続していた訴訟において、原告であるエフエクトン・シュピーゲル AG と和解しました。エフエクトン・シュピーゲル AG が提起した訴訟は、ポストバンクの買収に関連してケルン高等裁判所において審理されている 2 件の訴訟のうちの 1 件です。

本和解には、当行が提案した、当時の株式公開買付けの提示価格に対して 1 株当たり 36.50 ユーロの追加の支払い（利息を含みます。）が含まれます。エフエクトン・シュピーゲル AG は、連邦裁判所への 2 回の上告を含むすべての審級において、原告の代表として訴訟を進行しました。本件訴訟において原告が務めた特定の役割を踏まえ、長期にわたる訴訟に係る費用を考慮した費用の償還も合意されました。

エフエクトン・シュピーゲル AG は、2010 年 10 月に当時のポストバンクの株主に対して行われた任意の買収提案直後に、ドイツ銀行に対して訴訟を提起した最初の原告であり、長年にわたって単独の原告でした。本和解により、ケルン高等裁判所において係属中の各訴訟は、終結することとなります。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、個人顧客、中小企業、事業法人、各国政府および機関投資家に対し、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、コーポレート・バンキング、トランザクション・バンキング、融資、資産運用の商品およびサービスならびに焦点を絞った投資銀行業務を提供しています。ドイツ銀行は、欧州に深く根ざしつつグローバル・ネットワークを有するドイツ有数の銀行です。

将来の事象に関する記述

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、当行の考えおよび予想ならびにその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行の経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。したがって、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当行はこれらの記述に関して、新しい情報または将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。したがって、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。

これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当行が収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当行の経営戦略の実施、当行のリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。

このような要因については、SEC に提出した当行の 2024 年 3 月 14 日付 Form 20-F の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該文書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

ドイツ銀行、その他 Tier1 資本証券を発行予定

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA:DBKGn.DE/NYSE:DB）は、本日、その他 Tier1 資本証券（AT1 証券）に算入可能な証券を発行予定である旨を発表しました。

初回のコール日を 2031 年 10 月 30 日とする当該証券の発行総額は、ベンチマーク相当の規模となる予定です。この発行は、ドイツ銀行の Tier1 レバレッジ比率ならびに第 1 の柱および第 2 の柱における AT1 証券の要件を支援します。

当該証券の発行は、2022 年の年次株主総会における承認に含まれるものです。各証券の券面額は 20 万ユーロです。今回の募集では、ドイツ銀行が単独ブックランナーを務める予定です。

本リリースで言及しているドイツ銀行の証券は、改正された米国の 1933 年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づいて登録されておらず、証券法の「レギュレーション S」に基づいてのみ発行されます。そのため、証券法に基づく登録、または登録要件の適用除外なしに、当該証券について米国内での募集、売出しまたは交付はできません。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、個人顧客、中小企業、事業法人、各国政府および機関投資家に対し、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、コーポレート・バンキング、トランザクション・バンキング、融資、資産運用の商品およびサービスならびに焦点を絞った投資銀行業務を提供しています。ドイツ銀行は、欧州に深く根ざしつつグローバル・ネットワークを有するドイツ有数の銀行です。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、当行の考えおよび予想ならびにその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行の経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。したがって、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当行はこれらの記述に関して、新しい情報または将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。したがって、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。

これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当行が収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当行の経営戦略の実施、当行のリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。

このような要因については、SEC に提出した当行の 2024 年 3 月 14 日付 Form 20-F の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該文書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

ドイツ銀行、その他 Tier1 資本証券の発行を成功裡に完了

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA:DBKGn. DE/NYSE:DB）は、本日、総額 15.0 億ユーロのその他 Tier1 資本証券（AT1 証券）を発行しました。この発行は、ドイツ銀行の Tier1 レバレッジ比率ならびに第 1 の柱および第 2 の柱における AT1 証券の要件を支援します。

当該証券は、年 7.375%の固定クーポンが付されており、2032 年 4 月 30 日まで年 1 回支払われます。当行は、監督当局の承認を事前に得ることを条件として、2031 年 10 月 30 日から 2032 年 4 月 30 日までの各日、その後は 5 年ごとに 10 月 30 日から翌年 4 月 30 日までの各日に繰上償還ができます。適用利率は 2032 年 4 月 30 日以降 5 年ごとにリセットされ、その時点の 5 年ユーロ・スワップレートに年率 5.112%の初期クレジット・スプレッドを加えた金利が適用されます。

新規に発行された AT1 証券（ISIN:DE000A383S52）はルクセンブルク証券取引所に上場され、その規制市場で取引される予定です。

各証券の券面額は 20 万ユーロです。今回の募集では、ドイツ銀行が単独ブックランナーを務めました。

本リリースで言及しているドイツ銀行の証券は、改正された米国の 1933 年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づいて登録されておらず、証券法の「レギュレーション S」に基づいてのみ発行されます。そのため、証券法に基づく登録、または登録要件の適用除外なしに、当該証券について米国内での募集、売出しまたは交付はできません。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、個人顧客、中小企業、事業法人、各国政府および機関投資家に対し、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、コーポレート・バンキング、トランザクション・バンキング、融資、資産運用の商品およびサービスならびに焦点を絞った投資銀行業務を提供しています。ドイツ銀行は、欧州に深く根ざしつつグローバル・ネットワークを有するドイツ有数の銀行です。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、当行の考えおよび予想ならびにその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行の経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。したがって、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当行はこれらの記述に関して、新しい情報または将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。したがって、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。

これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当行が収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当行の経営戦略の実施、当行のリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。

このような要因については、SEC に提出した当行の 2024 年 3 月 14 日付 Form 20-F の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該文書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

マルクス・クロミクをドイツ銀行のチーフ・リスク・オフィサーに任命

ドイツ銀行の監査役会は、マルクス・クロミクをチーフ・リスク・オフィサーおよび取締役会メンバーに任命しました。クロミクは、2025 年 5 月 20 日付で就任し、オリヴィエ・ヴィニユロンの後任となります。ヴィニユロンは、このほど 2025 年 5 月 19 日に満了する契約の延長を行わない意向を当行に伝えました。クロミクは、コメルツ銀行で最高リスク管理責任者を 8 年間務めるなど、過去 20 年間にわたって財務部門およびリスク管理部門の管理職を歴任してきました。クロミクは、5 月 1 日付でドイツ銀行の取締役会に加わり、その後、ヴィニユロンが当行を退職する時点で、リスク部門でのすべての責任を引き継ぐ予定です。

監査役会会長のアレキサンダー・ワイナンツは、「オリヴィエ・ヴィニユロンは 2022 年に取締役会に加わって以来、当行のリスク部門を強化するために尽力してくれました。その多大な貢献と献身に感謝の意を表します。彼の今後の活躍を祈っています。同時に、マルクス・クロミクのような高く評価されているリスク管理者を、ドイツ銀行の次期チーフ・リスク・オフィサーとして迎えられることを大変嬉しく思います。」と述べました。

チーフ・エグゼクティブ・オフィサーのクリスティアン・ゼーヴィングは、「マルクス・クロミクはリスク管理者として高い評価を受け、上級幹部職としての経験も豊富であり、強力なリーダーとしての定評があります。世界経済が厳しい環境にある中で、彼の経験によって、当行のリスク管理能力はさらに強化されるでしょう。彼と一緒に働くことを大変楽しみにしています。また、この場を借りて、オリヴィエ・ヴィニユロンの功績、献身そしてパートナーシップに心から感謝の意を表します。」と述べました。

原子核物理学の博士号を有するマルクス・クロミクは、2004 年にポストバンクに入行し、20 年以上にわたり銀行業務に従事し、リスク管理部門および資本市場部門において役職を歴任しました。2009 年にコメルツ銀行に入行し、リスク管理部門の上級管理職に就いた後、2016 年に最高リスク管理責任者に任命されました。2023 年、クロミクは契約を更新せず、他の分野に進むことを決意しました。直近では、ウニクレディトの取締役会の非業務執行メンバーを務めていましたが、ドイツ銀行に入行するためにその職を退きました。

マルクス・クロミクは、「欧州における有数の金融機関の一つであり、数少ない真のグローバルな銀行の一つでもあるドイツ銀行の取締役会に加わることは、私にとって大変光栄なことです。今後予想される不安定かつ、急速に変化する経済環境を乗り越えていくために貢献できることを楽しみにしております。」と述べました。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、個人顧客、中小企業、事業法人、各国政府および機関投資家に対し、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、コーポレート・バンキング、トランザクション・バンキング、融資、資産運用の商品およびサービスならびに焦点を絞った投資銀行業務を提供しています。ドイツ銀行は、欧州に深く根ざしつつグローバル・ネットワークを有するドイツ有数の銀行です。

将来の事象に関する記述

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、当行の考えおよび予想ならびにその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行の経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。したがって、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当行はこれらの記述に関して、新しい情報または将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。したがって、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。

これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当行が収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当行の経営戦略の実施、当行のリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。

このような要因については、SECに提出した当行の2024年3月14日付Form 20-Fの「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該文書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

ドイツ銀行、2024 年に税引前利益 53 億ユーロを計上し、21 億ユーロの株主への予定資本分配を発表

2024 年通年における継続的な純収益の伸び率および事業成長

- 収益は、ガイダンスに沿って前年から 4%増加し、301 億ユーロ
- 市場シェアの拡大による取引高の増加およびアセット・マネジメントにおける運用資産が初めて 1 兆ユーロを突破

特定のコスト項目の解消

- 利息以外の費用は、前年から 6%増加して 230 億ユーロ（26 億ユーロの営業関連以外のコスト¹（2023 年の 11 億ユーロから増加）が含まれます。）
- 17 億ユーロの特定訴訟項目¹を含む、営業関連以外のコスト
- 調整済コスト¹は、前年から 1%減少し、204 億ユーロ（2 億ユーロの 2024 年第 4 四半期の例外項目¹が含まれます。）

業績は堅調に推移

- 税引前利益は、前年から 7%減少し、53 億ユーロ。営業関連以外のコスト控除前の税引前利益は、前年から 16%増加して 79 億ユーロ、特定訴訟項目を除く場合には 70 億ユーロ
- 純利益は、28%減少し、35 億ユーロ。2023 年の 10 億ユーロの繰延税金資産（DTA）の評価調整額によるプラスが 2024 年には生じなかったことを反映
- 税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）¹は 4.7%、特定訴訟項目を除く場合には 7.1%
- 費用収益比率は、2023 年の 75%に対し 76%、特定訴訟項目を除く場合には 71%

2025 年に向けた 21 億ユーロの株主への資本分配を現時点で発表

- 2024 年の予定配当額は最大 13 億ユーロ（1 株当たり 0.68 ユーロ）となり、2023 年の 1 株当たり 0.45 ユーロと比べて 50%増配
- 750 百万ユーロの自社株の買戻しが承認され、2024 年末現在の CET1 比率 13.8%にも反映

2024 年第 4 四半期：事業成長および特定項目の解消

- 収益は、前年同四半期から 8%増加し、2014 年以来最高の 72 億ユーロ
- 税引前利益は、17%減少し、583 百万ユーロ（594 百万ユーロの特定訴訟項目の吸収後）
- 純利益は、2023 年第 4 四半期の 14 億ユーロから減少し、337 百万ユーロ。主な要因は前年同四半期の 10 億ユーロの DTA の評価調整額によるプラスが生じなかったため

2025 年の RoTE 目標 10%超および資本分配目標を再確認し、以下の見込みを反映

- 2025 年の収益は、ガイダンスに沿って約 320 億ユーロとなる見込み
- 2024 年の特定訴訟項目が 2025 年には生じないことから、利息以外の費用は減少し、調整済コストは実質的に 2024 年と横ばいとなる見込み
- 信用損失引当金は一部正常化、2024 年の水準からの調整を見込む
- 資本分配は 2021 年から 2025 年までの合計で、80 億ユーロ超となる見込み

チーフ・エグゼクティブ・オフィサーのクリスティアン・ゼーヴィングは、「2024 年は、ドイツ銀行にとって重要な年でした。」とコメントしました。「力強く成長を続ける業績の伸びは、近年の改革が成功であることを示しています。この 1 年も私たちは収益を拡大し、ビジネスの成長を達成し、厳格な営業コスト管理を維持しつつ、レガシー・コストを大幅に削減するために果敢に行動しながらプラットフォームへの投資を継続してきました。これらすべてが、今年の好調なスタートと相まって、2025 年において 10%超の RoTE 目標を達成し、株主への配当をさらに増やすことができると確信して

います。当行はまた、今後数年間でリターンをさらに増加させるための施策にも既に取り組んでいます。」

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA:DBGn.DB/NYSE:DB）は、本日、2023 年通年と比べて 7%の減少となる、2024 年通年における 53 億ユーロの税引前利益の計上を発表しました。収益は、ガイダンスに沿って、前年から 4%増加して 301 億ユーロとなりました。利息以外の費用は、6%増加して 230 億ユーロとなり、これには当行のポストバンク AG の買収に関連する和解を含む特定訴訟項目に関連する 17 億ユーロが含まれますが、これらの項目を調整した場合、税引前利益は 70 億ユーロでした。営業関連以外の項目を除く調整済コストは、1%減少して 204 億ユーロとなりますが、2024 年第 4 四半期の例外項目として不動産施策および英国銀行税の課税額の調整から成る 235 百万ユーロが含まれます。

純利益は、2023 年の 49 億ユーロから減少し 35 億ユーロとなりました。この前年からの推移は、2024 年の特定訴訟項目に関連する費用および 2023 年にプラスの影響をもたらした 10 億ユーロの DTA の評価調整額が 2024 年には生じなかったことの両方を反映しています。

2024 年の**税引後平均有形株主資本利益率（RoTE）¹**は、2023 年の 7.4%と比較して 4.7%でした。2024 年の特定訴訟項目を除く税引後 RoTE¹は 7.1%でした。税引後平均株主資本利益率（RoE）は、前年の 6.7%と比較して 4.2%でした。両比率における前年からの推移は、2024 年の特定訴訟項目が生じたこと、一方で 2023 年にプラスの影響をもたらした DTA の評価調整額が生じなかったことの両方を反映しています。費用収益比率は、2023 年の 75%と比較して 76%でしたが、前述の特定訴訟項目を除く場合には 71%でした。

ドイツ銀行は、2025 年の RoTE の目標を 10%超とすることを再確認しています。当行は、為替レートの変動によるさらなる上振れの可能性を含めず、2025 年の収益目標を約 320 億ユーロとすることを再確認しています。信用損失引当金は、2024 年の水準から緩やかになると見込んでいます。当行はまた、利息以外の費用も減少すると見込んでいます。営業関連以外のコストは、主に多額の訴訟項目が生じないことにより大幅に正常化すると見込まれる一方、調整済コストは 2024 年と比較して実質的には横ばいとなり、大きな営業レバレッジ（収益性の向上）が生じることが見込まれます。当行は、業務効率化プログラムによる 25 億ユーロの費用削減目標の達成に向けて進んでおり、これによりさらなる事業成長および 2025 年以降の株主還元の拡大を支えるための追加投資を相殺する見込みです。業務効率化および追加投資の両方を反映し、当行は現在、2025 年の費用収益比率の目標を 65%未満としており、これは当初目標の 62.5%未満をわずかに上回っています。

2024 年第 4 四半期の税引前利益は、2023 年第 4 四半期から 17%減少し、583 百万ユーロとなりました。この推移は、2024 年第 4 四半期における 594 百万ユーロの特定訴訟項目に係る費用および前述の 235 百万ユーロの例外項目を反映しています。これらは、前年同四半期と比較して 8%増加し、72 億ユーロとなった収益の伸びを上回りました。**純利益**は 337 百万ユーロとなりましたが、これは 2024 年第 4 四半期における税控除対象外の訴訟項目および前年同四半期にプラスの影響をもたらした 10 億ユーロの DTA の評価調整額が生じなかったことをさらに反映したものです。

21 億ユーロの株主への追加の資本分配

ドイツ銀行は、本日、2025 年に追加で 21 億ユーロの株主への資本分配を予定していることを発表しました。当行は、現時点で 2025 年に 750 百万ユーロの追加の自社株の買戻しを行うことについて、監督当局の承認を得ており、2025 年 5 月の年次株主総会において、2024 年の配当を、2023 年の 1 株当たり 0.45 ユーロから 50%増配して、13 億ユーロ（1 株当たり 0.68 ユーロ）とすることを提案する予定です。これらの施策により、2022 年以降の株主への累積資本分配額は 54 億ユーロに増加し、2019 年に開始された当行の改革プログラムの目標額である 50 億ユーロを上回ることになります。当行は、2021 年から 2025 年の会計年度における 80 億ユーロ超の資本分配目標を上回ることを再確認しており、これは 2022 年から 2026 年に支払われる予定です。

チーフ・ファイナンシャル・オフィサーのジェームス・フォン・モルトケは、「当行の 2024 年の業績は、特に長期にわたる訴訟項目などの多額の営業関連以外のコストや戦略の加速化を図るために実施

した措置の影響を受けました。これらの課題を乗り越えたことで、2025 年にはリスク・プロファイルを大幅に縮小し、当行の事業基盤の強さが財務業績に明確に反映されるものと確信しています。当行は引き続き、業務効率化プログラムの効果を最大限に引き出すことに全力を注ぎ、信用損失引当金の正常化を見込んでいます。これにより、当行はリターンを拡大し、有機的な自己資本の創出力を向上させ、そして 2026 年までに 80 億ユーロ超の資本分配目標の達成を目指してまいります。」と付け加えました。

グローバル・ハウスバンク戦略の加速化：2025 年の目標に向けたさらなる進展

ドイツ銀行は、2024 年通年において、以下のとおりすべての側面でグローバル・ハウスバンク戦略の加速化を進めました。

- **収益の伸び率**：2024 年の純収益は、約 300 億ユーロという 2024 年のガイダンスに沿って、301 億ユーロに増加しました。2021 年から 2024 年末にかけての複合年平均収益の伸び率は 5.8% となり、5.5% から 6.5% の間としていた当行の目標の範囲内でした。当行は、2025 年の収益目標を約 320 億ユーロとすることを再確認しています。運用資産は 2024 年通年において、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメントで 1,700 億ユーロ増加し、550 億ユーロの純資金流入を含め、1.6 兆ユーロとなりました。これが当該事業の今後の収益成長を牽引すると見込んでいます。
- **業務効率**：ドイツ銀行は、2024 年通年において、25 億ユーロの業務効率化プログラムをさらに進展させました。かかる施策には、ドイツにおける当行のプラットフォームの最適化および特に顧客対応以外の業務における人員削減が含まれます。2024 年末現在、業務効率化施策の完了により実現した、または見込まれる費用削減は 18 億ユーロに達し、これはプログラム全体の削減目標額の約 75% に相当します。そのうち、実際に実現した削減額は 17 億ユーロで、これらの施策の大部分が 2025 年の調整済コストのランレートを好影響を与えると見込んでいます。当該プログラムに関連して実施された人員削減の累積合計は、目標どおり 2024 年末までに 3,500 名の従業員（常勤相当）、加えて 2024 年通年において、外部契約スタッフの約 1,800 名となりました。
- **資本効率**：ドイツ銀行の資本効率化プログラムにより、RWA 相当額の利益は 2024 年末までに累計 240 億ユーロまで増加し、2025 年末までに 250 億ユーロから 300 億ユーロとする目標範囲に近い水準となりました。これには、主にさらなるデータおよびプロセスの改善による、2024 年第 4 四半期の 20 億ユーロのさらなる削減が含まれています。当行は、2025 年末までに目標範囲の上限に達することを目指しています。資本効率により、当行の 2024 年末の CET1 比率は 13.8% となり、これには 2025 年の実施が承認された 750 百万ユーロの自社株の買戻しが含まれています。当行は、2025 年も資本効率を引き続き進展させる計画であり、2021 年から 2025 年に関して 80 億ユーロを超える資本を株主に分配する目標を再確認しています。

収益：市場シェアの拡大および運用資産の増加により 2024 年第 4 四半期および 2024 年通年において成長

2024 年通年の**純収益**は、前年から 4% 増加して 301 億ユーロとなり、2024 年通年のガイダンスである約 300 億ユーロの水準および当行の複合年平均の伸び率の目標に沿っています。手数料およびフィー収益は 13% 増加して 104 億ユーロとなり、主要な銀行業務セグメントの純利息収益は、預金高の伸びおよび貸出マージンの拡大を反映して、引き続き堅調でした。**2024 年第 4 四半期の純収益**は、前年同四半期から 8% 増加して 72 億ユーロとなり、当行にとって過去 10 年間で最高の四半期収益となりました。ドイツ銀行は、2025 年の収益を約 320 億ユーロとする目標を再確認しています。

2024 年の当行の各事業部門の収益の業績は、以下のとおりです。

- 2024 年通年の**コーポレート・バンクの純収益**は、前年から 3% 減少し、75 億ユーロとなり、2023 年通年における 20% 超の成長ののちの減少となりました。2024 年通年の預金マージン

の正常化は、預金高の伸びならびに手数料およびフィー収益の増加により大半が相殺されました。コーポレート・トレジャリー・サービスの収益は4%減少して42億ユーロ、機関投資家向けサービスの収益は3%増加して20億ユーロおよびビジネス・バンキングの収益は7%減少して13億ユーロとなりました。**2024年第4四半期**におけるコーポレート・バンクの収益は、前年同四半期から2%減少して19億ユーロとなりました。純利息収益は、預金マージンの正常化を反映して、前年同四半期からわずかに減少して12億ユーロでしたが、金利ヘッジおよび取引高の増加により大半が相殺されました。手数料およびフィー収益は、コーポレート・トレジャリー・サービスの成長により、2%増加して606百万ユーロとなりました。コーポレート・トレジャリー・サービスの収益は、前年同四半期から1%増加して11億ユーロでしたが、機関投資家向けサービスの収益は、3%減少して479百万ユーロとなり、ビジネス・バンキングの収益は、金利環境の正常化に伴い純利息収益が減少したことを反映して、11%減少して320百万ユーロとなりました。

- **インベストメント・バンクの純収益**は、事業基盤全体の成長に牽引され、前年から15%増加して106億ユーロとなりました。債券および為替(FIC)の収益は、9%増加して86億ユーロ、クレジット・トレーディングが好調なことに牽引され、資金調達業務を除く収益は8%増加しました。資金調達業務における収益は12%増加しました。ユーロマネーの「2024年FXアワード」において、ドイツ銀行は西ヨーロッパおよびアジア太平洋の両方について「ベスト・FXバンク」に選出されました。オリジネーションおよびアドバイザリーの収益は、61%増加して20億ユーロとなり、世界的に拡大する手数料プールにおけるドイツ銀行のシェアは、約50ベースポイント増加して2.3%となりました(出所:ディールロジック)。こうした成長は、債券オリジネーション全体が好調なこととM&Aの成長を反映しています。**2024年第4四半期**の収益は、前年同四半期から30%増加して24億ユーロとなり、これはFICならびにオリジネーションおよびアドバイザリーの両方での成長によるものです。FICの収益は26%増加して19億ユーロとなり、当行にとって第4四半期としては過去最高を記録しました。好調なフィー収益と純利息収益の増加を反映し、資金調達業務における収益は大幅に増加しました。トレーディングでは、市場活動の活発化および顧客エンゲージメントの増加により、すべての主要事業で収益が増加しました。オリジネーションおよびアドバイザリーの収益は、71%増加して522百万ユーロとなり、これは業界の手数料市場が成長する中で各事業分野での市場シェアが拡大したことによるもので、ドイツにおいて当行が第1位を維持しました(出所:ディールロジック)。レバレッジド・デットにおけるパイプラインの強力な実行を反映し、債券オリジネーションの収益は39%増加しました。一方、アドバイザリーの収益は、横ばいの手数料市場環境において2倍以上に増加しました。これは過去の投資の恩恵を受けたことによるものです(出所:ディールロジック)。
- 2024年通年の**プライベート・バンクの純収益**は、前年から2%減少して94億ユーロとなりました。投資商品の成長は、プライベート・バンクの利息以外の収益の拡大を目指す戦略を反映していましたが、ヘッジ費用および資金調達コストの増加の影響を反映した純利息収益の6%の減少が、それを上回りました。パーソナル・バンキングの収益は、前年から5%減少して53億ユーロとなりました。これは預金収益の伸びを前述のヘッジ費用および資金調達コストの上昇が上回ったことによるものです。ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンクの収益は、前年から2%増加して41億ユーロとなりました。これは貸出および投資商品の両方における増加が預金収益の減少を上回ったことによるものです。運用資産は、2023年末現在から550億ユーロ増加して過去最高水準の6,330億ユーロとなり、これは290億ユーロの純資金流入が一因となりました。**2024年第4四半期**のプライベート・バンクの純収益は、前年同四半期から1%減少して24億ユーロとなりました。顧客収益のポジティブなモメンタムはあったものの、最低準備金の影響による継続的な資金調達コストの上昇、グループ全体に対しては中立的となる(損益に影響しない)一部ヘッジコストの負担および前年同四半期に発生した特定の貸出金収益が非継続となったことが、それらを上回りました。パーソナル・バンキングの収益は14億ユーロと、前年同四半期から2%減少しました。一方、ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキングの収益は、10億ユーロとなり、前年同四半期から横ばいでした。運用資産は、2024年第4四半期において20億ユーロの純資金流入を含め、さらに80億ユーロ増加しました。

- アセット・マネジメントの純収益**は、前年から 11%増加し、26 億ユーロとなりました。この成長は、マネジメント・フィーが 7%増加して 25 億ユーロとなったこと、運用報酬および取引手数料が前年同期の 128 百万ユーロから 16%増加して 148 百万ユーロとなったこと、ならびにトレジャリー資金調達費用の減少により、その他の収益が前年のマイナス 59 百万ユーロから 23 百万ユーロに増加したことによるものです。運用資産は 1 兆 120 億ユーロに増加し、2023 年末現在から 1,150 億ユーロ増加し、初めて 1 兆ユーロを突破しました。これは、市場レベルの上昇、2024 年通年の 260 億ユーロの純資金流入および外国為替のプラスの影響を反映したものです。**2024 年第 4 四半期**における収益は、前年同四半期から 22%増加し、709 百万ユーロとなりました。マネジメント・フィーは、アクティブ商品およびパッシブ商品の平均運用資産の増加を反映して 13%増加し、647 百万ユーロとなりました。運用報酬および取引手数料は、前年同四半期から 41 百万ユーロ増加し、108 百万ユーロとなりました。これは主に、多額のマルチアセット運用報酬によるものです。2024 年第 4 四半期のその他の収益は、主に保証の公正価値の不利な変動および投資収益の減少を反映し、マイナス 46 百万ユーロとなりました。2024 年第 4 四半期の運用資産は、主にパッシブ運用業務における 180 億ユーロの純資金流入および外国為替のプラスの影響により、490 億ユーロ増加し、1 兆 120 億ユーロとなりました。

利息以外の費用：営業コスト管理を上回る特定訴訟項目の影響

2024 年通年の**利息以外の費用**は、前年から 6%増加し、230 億ユーロとなりました。営業関連以外のコストは、2023 年通年の 11 億ユーロから増加して 26 億ユーロとなりました。これには、特定訴訟項目に関連する費用 17 億ユーロが含まれており、これは前年の 255 百万ユーロから増加し、当行によるポストバンク AG の買収に関連する約 900 百万ユーロが含まれています。営業関連以外の項目を除く**調整済コスト**は、前年から 1%減少して 204 億ユーロとなりました。これには、不動産施策 235 百万ユーロおよび英国銀行税の課税額の調整が含まれています。2024 年通年において、報酬関連費用の増加は、テクノロジーおよび専門的サービス費用の減少により大幅に相殺されました。

2024 年第 4 四半期の利息以外の費用は、前年同四半期から 14%増加して 62 億ユーロとなりました。営業関連以外のコストは、前年同四半期の 167 百万ユーロから増加して 945 百万ユーロとなり、前述の特定訴訟項目に関連する 594 百万ユーロが含まれています。**2024 年第 4 四半期の調整済コスト**は、前年同四半期から 1%減少して 53 億ユーロとなり、前述の 235 百万ユーロの例外項目および前年同四半期比で 65 百万ユーロの外国為替のマイナスの影響が含まれています。

2024 年末現在、**従業員**（常勤相当）は、2024 年第 4 四半期において従業員（常勤相当）が 483 名減少し、2024 年通年では従業員（常勤相当）が 377 名減少して、89,753 名となりました。2024 年通年の離職者（業務効率化施策による離職者を含みます。）は、外部契約スタッフの内部雇用と合わせて、事業成長、内部管理およびテクノロジーへの投資を上回りました。

2024 年第 4 四半期の信用損失引当金は 15%減少

2024 年通年の**信用損失引当金**は、2023 年通年の 15 億ユーロから増加して 18 億ユーロとなり、貸出平均残高の 38 ベーシスポイントとなり、当行が 2024 年第 3 四半期後に示していたガイダンスと一致しています。かかる増加は、商業用不動産の循環的な影響、少数の法人融資案件およびポストバンク統合後のプライベート・バンクにおける一時的な残存影響によるものです。一方で広範なポートフォリオは、厳しいマクロ経済環境および金利環境にもかかわらず、概ね予想どおりの結果となりました。

2024 年第 4 四半期の信用損失引当金は、2024 年第 3 四半期の 494 百万ユーロから 15%減少、また前年同四半期から 14%減少し、420 百万ユーロとなり、貸出平均残高に対する割合は 35 ベーシスポイントとなりました。2024 年第 3 四半期からの推移は、主に不良債権（ステージ 3）に対する引当金が 482 百万ユーロから 415 百万ユーロに減少したことが主な要因で、これはレガシー案件の回収額の増加および商業用不動産引当金の予想どおりの減少によるものです。正常債権（ステージ 1 およびステージ 2）に対する引当金は 6 百万ユーロとなり、ポートフォリオの変更による影響は、マクロ経済予測の若干

の改善およびオーバーレイの再計算によりほぼ相殺されました。2025 年に向け、当行は 1 四半期当たり平均で約 350 百万ユーロから 400 百万ユーロの信用損失引当金を見込んでいます。

強固な資本創出が前年比 50%の増配提案を支える

普通株式等 Tier1 (CET1) 資本比率は、2023 年末から若干上昇し、2024 年末現在には 13.8%となりました。これは、年間を通じた有機的な自己資本の創出が、2024 年通年の配当金、自社株の買戻しおよび事業成長の複合的な影響を相殺したことによるものです。「試算」ベースでは、2025 年 1 月 1 日に導入された EU の自己資本要求規則 3 (CRR 3) を反映すると CET1 比率は 13.9%でした。ドイツ銀行のグローバル・ハウスバンク戦略の加速化の一環である資本効率化施策により、2024 年末までに累計 240 億ユーロの RWA 相当額の削減を実現しました。これは、250 億ユーロから 300 億ユーロとする当行の 2025 年末の目標範囲に近い水準です。2025 年には、21 億ユーロの株主への資本分配が予定されるかまたは実施が承認されており、これには、前年から 50%増配となる 1 株当たり 0.68 ユーロでの配当 13 億ユーロおよび承認済みの 750 百万ユーロの自社株の買戻しが含まれます。

2024 年第 4 四半期の CET1 比率は 13.8%となり、2024 年第 3 四半期末から変わりませんでした。CET1 比率は、予想どおり、本日発表された当行の 750 百万ユーロの自社株の買戻しプログラムの控除の影響を受けましたが、主に市場リスクの低下による RWA の減少によるプラスの影響により、ほぼ相殺されました。2024 年第 4 四半期末現在で、当行は 90 億ユーロの要件を上回る CET1 資本バッファを有していました。

レバレッジ比率は、2024 年第 4 四半期に 4.6%となり、2024 年第 3 四半期から変わりませんでした。2024 年第 4 四半期中の当行の 15 億ユーロの AT1 証券の発行は、今後予定されている自社株の買戻しプログラムに関連する前述の資本変動により一部相殺されました。

流動性および資金調達力

流動性カバレッジ比率は 131%となり、規制要件である 100%を上回り、余剰額は 530 億ユーロとなりました。安定調達比率は、当行の目標範囲である 115%から 120%をわずかに上回る 121%となり、余剰額は規制要件を上回り 1,100 億ユーロとなりました。

2024 年末現在の**預金**は、2024 年第 4 四半期における 160 億ユーロの増加を含め、2023 年末から 440 億ユーロ増加して 6,660 億ユーロとなりました。

サステナブル・ファイナンス：取引高²は 5 年間で 3,730 億ユーロに到達

2024 年第 4 四半期の**サステナブル・ファイナンスおよび ESG 投資の取引高 (DWS を除きます。)**²は 210 億ユーロとなり、2020 年 1 月 1 日以降の累積取引高は合計 3,730 億ユーロとなりました。2024 年の累積取引高は合計 930 億ユーロとなり、これには ESG 基準をドイツ銀行のドイツ年金制度に統合したことによる 100 億ユーロの一時的拋出が含まれます。これは、2020 年初頭に測定が開始されて以来、2 番目に良い実績であり、2023 年と比較してほぼ 1.5 倍に増加しました。2024 年第 4 四半期の取引高には、インベストメント・バンクにおけるマーケット・メイキング活動への最初の拋出 10 億ユーロが含まれ、これは適格在庫債券の年間平均取引高を反映しています。

2024 年第 4 四半期末現在、ドイツ銀行は、S&P グローバル・サステナブル 1 の年次のコーポレート・サステナビリティ評価において、100 点満点中 66 点のスコアを獲得し、ダウ・ジョーンズ・サステナビリティ・インデックス (DJSI) 構成銘柄に復帰しました。

2024 年第 4 四半期におけるドイツ銀行の各事業部門は、以下のとおり貢献しました。

- **コーポレート・バンク**：サステナブル・ファイナンスの取引高は 60 億ユーロとなり、2020 年 1 月 1 日以降のコーポレート・バンクの累積取引高を 700 億ユーロに引き上げました。

- **インベストメント・バンク**：サステナブル・ファイナンスの取引高およびサステナブル関連資本市場発行高およびマーケット・メイキングで 130 億ユーロを提供し、2020 年 1 月 1 日以降の累積取引高は 2,240 億ユーロとなりました。
- **プライベート・バンク**：ESG 運用資産および新規貸出しは 20 億ユーロ増加し、2020 年 1 月 1 日以降の累積取引高は 680 億ユーロとなりました。

2024 年第 4 四半期における主な取引は、以下のとおりです。

- コーポレート・バンクは、発電資産の国際的な開発・管理事業者であるグローバル・パワー・ジェネレーション（GPG）オーストラリアへの 18 億豪ドルのプロジェクト・ファイナンス・ファシリティにおいて、オリジナル・レンダーおよびヘッジ・カウンターパーティを務めました。この取引は、オーストラリア全土にわたる 1.8 ギガワットの再生可能エネルギー資産のポートフォリオへの投資を支援するものであり、ドイツ銀行が 2024 年にオーストラリアで融資した再生可能エネルギー・プロジェクトの総量は、合計で 3.6 ギガワット近くに達しました。GPG の再生可能エネルギー・ポートフォリオは、リファイナンスされた既存資産および新規プロジェクトのコミットメントにより構成されています。
- FIC は、世界的な栄養食品およびウェルネスの企業であるヘルス・アンド・ハピネス・インターナショナル（H&H）が同社のサプライチェーンにおいて持続可能性を推進し、ESG 基準を強化することを目的とした、同社への 560 百万ドルのサステナビリティ・リンク・ローンに関して、主幹事、引受人およびブックランナーを務めました。ドイツ銀行が構築した KPI は、科学に基づく目標設定イニシアチブ（SBTi）に沿って開発されたもので、本融資を、H&H が再生可能電力、持続可能なパッケージングおよびサプライヤー・エンゲージメントの各分野における基準を満たすことにリンクさせています。
- オリジネーションおよびアドバイザリーは、IH0 フェアヴァルトゥングス GmbH の約 19 億ユーロ相当のサステナビリティ・リンク・ノートに関するトップレフトのリード・ブックランナーおよび ESG コーディネーターを務めました。IH0 フェアヴァルトゥングス GmbH は、ドイツの大手自動車部品サプライヤーであるシェフラー・グループの筆頭株主です。本取引は、IH0 の新しいサステナビリティ・リンク・ファイナンス・フレームワークに基づくもので、このフレームワークは、シェフラー・グループの脱炭素の具体的目標を定めています。

グループ業績概要

特記表示がない限り 単位: 百万ユーロ	2024 年 12 月 31 日に 終了した 3 カ月間	2023 年 12 月 31 日に 終了した 3 カ月間	変動額	増減 (%)	2024 年 12 月 31 日に 終了した 12 カ月間	2023 年 12 月 31 日に 終了した 12 カ月間	変動額	増減 (%)
純収益合計:	7,224	6,658	566	8	30,092	28,879	1,214	4
内:								
コーポレート・バンク (CB)	1,864	1,912	(47)	(2)	7,506	7,718	(212)	(3)
インベストメント・バンク (IB)	2,390	1,837	553	30	10,558	9,160	1,398	15
プライベート・バンク (PB)	2,359	2,394	(34)	(1)	9,386	9,571	(185)	(2)
アセット・マネジメント (AM)	709	580	129	22	2,649	2,383	267	11
コーポレートおよびその他 (C&O)	(99)	(64)	(34)	53	(6)	47	(54)	N/M
信用損失引当金	420	488	(67)	(14)	1,830	1,505	325	22
利息以外の費用	6,221	5,472	749	14	22,971	21,695	1,276	6
税引前利益(損失)	583	698	(115)	(17)	5,291	5,678	(387)	(7)
利益(損失)	337	1,429	(1,093)	(76)	3,505	4,892	(1,387)	(28)
ドイツ銀行株主に帰属する 利益(損失)	106	1,260	(1,155)	(92)	2,698	4,212	(1,514)	(36)
普通株式等 Tier1 資本比率¹	13.8%	13.7%	0.1ppt	N/M	13.8%	13.7%	0.1ppt	N/M
レバレッジ比率¹	4.6%	4.5%	0.1ppt	N/M	4.6%	4.5%	0.1ppt	N/M

N/M: 意味のある比較不能

過去年のセグメント情報は、現在のセグメント区分に合わせて表示されています。

¹ 期末現在

1 本項目およびその他の GAAP 以外の財務的測定尺度の詳細については、以下の「GAAP 以外の財務的測定尺度の使用について」および 2024 年第 4 四半期補足財務データ (英文) の 15 頁から 22 頁をご参照ください。

2 累積 ESG 取引高には、コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンクならびにコーポレートおよびその他における、2020 年 1 月 1 日から当四半期末までのサステナブル・ファイナンス (フロー) および ESG 投資 (ストック) が含まれています。対象となる商品には、資本市場における発行 (ブックランナーを務めた分のみ)、マーケット・メイキング活動 (適格在庫債券の年間平均取引高)、サステナブル・ファイナンス、当四半期末現在の運用資産および当四半期末現在の年金制度資産 (総資産) が含まれます。累積取引高および目標には、DWS により別個に報告される、DWS の ESG 運用資産は含まれません。

ESG 分類

当行は、サステナブル関連ファイナンスおよび ESG 投資の取引を「Sustainable Finance Framework (サステナブル・ファイナンスのフレームワーク) (英文) および「Deutsche Bank ESG Investments Framework (ドイツ銀行の ESG 投資のフレームワーク) (英文) (<https://investor-relations.db.com> から入手可能です。) において定義しました。当行の目標における累積の定義に鑑みて、フレームワークに照らした検証が報告する四半期末までに完了できない場合には、取引高は翌四半期以降において検証が完了次第報告されます。アセット・マネジメントにおける DWS の ESG 商品分類の詳細については、DWS の 2023 年の年次報告書 (英文) の「Our Responsibility - Sustainable Action - Our Product Suite (当社の責任 - 持続可能な行動 - 当社の商品)」をご参照ください。

本リリース記載の数字はすべて暫定的かつ未監査です。ドイツ銀行は、2025 年 3 月 13 日に、2024 年の年次報告書および Form 20-F を公表する予定です。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、個人顧客、中小企業、事業法人、各国政府および機関投資家に対し、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、コーポレート・バンキング、トランザクション・バンキング、融資、資産運用の商品およびサービスならびに焦点を絞った投資銀行業務を提供しています。ドイツ銀行は、欧州に深く根ざしつつグローバル・ネットワークを有するドイツ有数の銀行です。

将来の事象に関する記述

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、当行の考えおよび予想ならびにその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行の経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。したがって、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当行はこれらの記述に関して、新しい情報または将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。したがって、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。

これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当行が収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当行の経営戦略の実施、当行のリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性ならびに米国証券取引委員会 (SEC) への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SEC に提出した当行の 2024 年 3 月 14 日付 Form 20-F の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該文書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

会計の基準

上記の当行の業績は、国際会計基準審議会 (IASB) により発行され、欧州連合 (EU) が支持している国際財務報告基準 (IFRS) に準拠して作成されています。これには、2020 年以降、満期到来前の預金に対するポートフォリオ公正価値ヘッジ会計および期限前弁済条項付固定金利モーゲージの適用 (以下「EU カーブアウト」といいます。) が含まれます。EU カーブアウトに基づく公正価値ヘッジ会計は、各テナーのプールにおける金利のプラス・マイナス両方の動きに対する会計エクスポージャーを最小限に抑えることで、トレジャリーの活動により報告される収益のボラティリティを削減するために用いられます。

2024 年 12 月 31 日に終了した 3 カ月間について、EU カーブアウトの適用は、当行の税引前利益に 127 百万ユーロ、利益に 60 百万ユーロのマイナスの影響をもたらしました。2023 年 12 月 31 日に終了した 3 カ月間について、EU カーブアウトの適用は、当行の税引前利益に 19 億ユーロ、利益に 13 億ユーロのマイナスの影響をもたらしました。2024 年通年について、EU カーブアウトの適用は、当行の税引前利益に 14 億ユーロ、利益に 976 百万ユーロのマイナスの影響をもたらしました。2023 年通年について、EU カーブアウトの適用は、当行の税引前利益に 23 億ユーロ、利益に 16 億ユーロのマイナスの影響をもたらしました。当行グループの規制自己資本およびその比率についても、EU カーブアウトを伴う IAS 第 39 号を用いて報告しています。2023 年 12 月 31 日現在については、EU カーブアウトの適用は、CET1 資本比率に約 43 ベーシスポイントのマイナスの影響をもたらしたのに対し、2024 年 12 月 31 日現在については、約 68 ベーシスポイントのマイナスの影響をもたらしました。いずれの期においても、EU カーブアウトの正味の影響は、ヘッジ対象のポジションの時価評価の変動およびヘッジ手段によって、プラスにもマイナスにもなる可能性があります。

GAAP 以外の財務的測定尺度の使用について

本リリース、および当行が発行しているまたは発行する可能性があるその他の書面には、GAAP 以外の財務的測定尺度が含まれています。GAAP 以外の財務的測定尺度とは、当行の過去もしくは将来の経営成績、財政状態またはキャッシュ・フローの尺度で、当行の財務諸表において IFRS に従って計算および表示された最も直接的に比較可能な尺度から、場合により、これに含まれている (または除外されている) 金額を除外する (または含める) 調整を行うものです。当行の GAAP 以外の財務的測定尺度およびこれと最も直接的に比較可能な IFRS の財務的測定尺度の例は、以下をご参照ください。

GAAP以外の財務的測定尺度

最も直接的に比較可能なIFRSの財務的測定尺度

営業関連以外のコスト控除前の税引前利益（損失）、特定訴訟項目を除く税引前利益（損失）

税引前利益（損失）

各部門におけるドイツ銀行株主に帰属する利益（損失）、各部門におけるドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する利益（損失）、特定訴訟項目を除く利益（損失）、特定訴訟項目を除くドイツ銀行株主に帰属する利益（損失）

利益（損失）

特定項目を除く収益、通貨換算の影響を調整したベースでの収益

純収益

調整済コスト、通貨換算の影響を調整したベースでのコスト、営業関連以外のコスト、特定訴訟項目

利息以外の費用

特定訴訟項目を除く費用収益比率

利息以外の費用に基づく費用収益比率

純資産（調整済）

資産合計

有形株主資本、平均有形株主資本、有形帳簿価額、平均有形帳簿価額

株主資本合計（帳簿価額）

税引後平均株主資本利益率（AT1証券のクーポン控除後のドイツ銀行株主に帰属する利益（損失）に基づく）、税引後平均有形株主資本利益率（AT1証券のクーポン控除後のドイツ銀行株主に帰属する利益（損失）に基づく）、特定訴訟項目を除く税引後平均株主資本利益率、特定訴訟項目を除く税引後平均有形株主資本利益率

税引後平均株主資本利益率

基本的流通株式1株当たり有形純資産、基本的流通株式1株当たり資産

流通株式1株当たり資産

特定項目を除く収益は、一般的に事業の通常の性質または範囲外にあり、部門別業績の正確な評価を歪曲させてしまう可能性のある特定収益項目を指し、IFRS に基づく純収益を調整して計算されます。除外項目は、債務評価調整（DVA）および本質的に1回限りの項目または損益の影響が特定の期間に限定される関連取引もしくは事象のポートフォリオに属する重要な取引もしくは事象です。

通貨換算の影響を調整したベースでの収益およびコストは、ユーロ以外の通貨建てで発生または被った過去の会計期間の収益およびコストを、当該会計期間における外国為替レートによりユーロに換算することで計算します。これらの調整済の数値およびそれに基づく過去の会計期間との比較によるパーセンテージの変化は、基礎となる取引高の状況についての情報を提供することを意図しています。

調整済コストは、IFRS に基づく利息以外の費用から、(i)のれんおよびその他の無形資産の減損、(ii)正味の訴訟費用ならびに(iii)再編および退職費用（併せて**営業関連以外のコスト**と総称します。）を控除して計算されます。

特定訴訟項目は、当行のポストバンク買収訴訟に係る引当金、当行のルスキムアライアンス（RCA）補填資産の戻入れおよび当行のポーランドのFXモーゲージに係る引当金に関連する費用です。

例外項目は、不動産施策および英国銀行税の課税額の調整で構成されます。

ドイツ銀行、その他 Tier1 資本証券を発行予定

フランクフルト・アム・マイン、2025年3月24日ードイツ銀行（銘柄コードXETRA:DBKGn. DE/NYSE:DB）は、その他Tier1資本証券（AT1証券）に算入可能な証券を発行予定である旨を発表しました。

初回のコール日を 2030 年 10 月 30 日とする当該証券の発行総額は、ベンチマーク相当の規模となる予定です。この発行は、ドイツ銀行の Tier1 レバレッジ比率ならびに第 1 の柱および第 2 の柱における支払能力要件を支援します。

当該証券は、株主の新株引受権を排除した上で、2022 年の年次株主総会における承認に基づいて発行されます。各証券の券面額は 20 万ユーロです。今回の募集では、ドイツ銀行が単独ブックランナーを務める予定です。

本リリースで言及しているドイツ銀行の証券は、改正された米国の 1933 年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づいて登録されておらず、証券法の「レギュレーション S」に基づいてのみ発行されます。そのため、証券法に基づく登録、または登録要件の適用除外なしに、当該証券について米国内での募集、売出しまたは交付はできません。

ドイツ銀行、その他 Tier1 資本証券の発行を成功裡に完了

ドイツ銀行（銘柄コード XETRA:DBKGn. DE/NYSE:DB）は、本日、総額 15.0 億ユーロのその他 Tier1 資本証券（AT1 証券）を発行しました。この発行は、ドイツ銀行の Tier1 レバレッジ比率ならびに第 1 の柱および第 2 の柱における支払能力要件を支援します。

当該証券は、年 7.125%の固定クーポンが付されており、2031 年 4 月 30 日まで年 1 回支払われます。当行は、監督当局の承認を事前に得ることを条件として、2030 年 10 月 30 日から 2031 年 4 月 30 日までの各日、その後は 5 年ごとに 10 月 30 日から翌年 4 月 30 日までの各日に繰上償還ができます。適用利率は 2031 年 4 月 30 日以降 5 年ごとにリセットされ、その時点の 5 年ユーロ・スワップレートに年率 4.60%の初期クレジット・スプレッドを加えた金利が適用されます。

新規に発行された AT1 証券（ISIN:DE000A4DE982）はルクセンブルク証券取引所に上場され、その規制市場で取引される予定です。

各証券の券面額は 20 万ユーロです。今回の募集では、ドイツ銀行が単独ブックランナーを務めました。

本リリースで言及しているドイツ銀行の証券は、改正された米国の 1933 年証券法（以下「証券法」といいます。）に基づいて登録されておらず、証券法の「レギュレーション S」に基づいてのみ発行されます。そのため、証券法に基づく登録、または登録要件の適用除外なしに、当該証券について米国内での募集、売出しまたは交付はできません。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、個人顧客、中小企業、事業法人、各国政府および機関投資家に対し、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、コーポレート・バンキング、トランザクション・バンキング、融資、資産運用の商品およびサービスならびに焦点を絞った投資銀行業務を提供しています。ドイツ銀行は、欧州に深く根ざしつつグローバル・ネットワークを有するドイツ有数の銀行です。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、当行の考えおよび予想ならびにその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行の経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。したがって、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当行はこれらの記述に関して、新しい情報または将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。したがって、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。

これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当行が収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当行の経営戦略の実施、当行のリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。

このような要因については、SEC に提出した当行の 2025 年 3 月 13 日付 Form 20-F の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該文書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

ドイツ銀行、成長戦略の次なる段階に向けた取締役会の体制変更

- ラジャ・アクラムはドイツ銀行に入学し、移行期間を経てジェームス・フォン・モルトケの後任として CFO に就任予定
- クリスティアン・ゼーヴィングは戦略の次なる段階を牽引するため、2029 年まで契約を延長
- ファブリツィオ・カンペリはシュテファン・シモンの後任として米州を担当するため、2028 年まで契約を延長

ドイツ銀行は、本日、当行の成長戦略の次なる段階に向けた経営陣の体制変更を発表しました。

8 年間にわたりチーフ・ファイナンシャル・オフィサーとして抜本的な改革を主導してきたジェームス・フォン・モルトケは、2026 年 6 月の契約満了に伴い、再任を受けない意向を当行に伝えました。2022 年にプレジデントにも任命されたフォン・モルトケは、CFO の任務を後任に引き継ぐまでの間、引き続き当行の 2025 年の財務目標の達成に向けて任務を遂行します。

次期チーフ・ファイナンシャル・オフィサーに任命されたラジャ・アクラムは、2025 年 10 月 1 日に当行に入学した後、2026 年 1 月 1 日付で取締役会メンバーに就任し、移行期間を経て CFO の任務を承継する予定です。アクラムはモルガン・スタンレーから移籍しますが、同社では 2020 年から財務副責任者を務めてきました。2006 年から 2020 年までは、シティグループにおいて、複数の地域および事業にわたり財務を統括する立場にあり、会計責任者兼グローバル・コントローラーも務めました。アクラムは、フランクフルトを拠点とする予定です。

監査役会会長であるアレキサンダー・ワイナントは、次のようにコメントしています。「ジェームス・フォン・モルトケは、ドイツ銀行の経営再建において極めて重要な役割を果たし、それにより、当行の業績、収益性、株主への配当および信用格付は著しく向上しました。当行へのステークホルダーからの評価は大きく向上し、将来の成長に向けた基盤が築かれました。私たちは、当行に対するジェームスの多大な貢献に感謝しています。当行の現在の戦略サイクルが完了する今年、CFO の職務をラジャ・アクラムに引き継ぐには自然な節目といえるでしょう。ラジャは、その幅広い国際的な経験と素晴らしい実績を背景に、ドイツ銀行の財務部門を牽引する十分な能力を有しています。」

チーフ・エグゼクティブ・オフィサーのクリスティアン・ゼーヴィングは、次のように付け加えました。「ラジャ・アクラムとともに働くことを心待ちにしています。彼は、業界における最も有能な財務部門の責任者の一人として素晴らしい評価を受けており、そのリーダーシップを高く評価しています。世界でも有数の二つの大手銀行で要職を務めてきた経験は、私たちに多くの恩恵をもたらすでしょう。同時に、ジェームスに対して、私たちの素晴らしいパートナーシップ、そして移行期間中も私たちの 2025 年の目標の達成を支援し続けてくれる彼の決意に、心から感謝しています。ジェームスなしには、私たちが行ってきたドイツ銀行の改革は不可能でした。」

ラジャ・アクラムは、次のようにコメントしています。「グローバルに展開する欧州有数の銀行であるドイツ銀行に加わることを光栄に思います。私は、当行の近年の改革と将来的な成長の可能性に感銘を受けており、クリスティアンや他の取締役会メンバーとともに、当行のさらなる発展に向けた次の成長フェーズを推進することを心待ちにしています。」

また、監査役会は、クリスティアン・ゼーヴィングの契約を現行より 3 年間延長し、2029 年 4 月までとする、新たな任期を決定しました。コーポレート・バンクおよびインベストメント・バンク統括責任者のファブリツィオ・カンペリの契約も 3 年間延長し、2028 年 10 月までとしました。

ワイナントは、次のように述べました。「このように契約を延長することで、主要な経営陣の継続性を確保します。クリスティアンは 2018 年以來、ドイツ銀行の経営再建を成功に導き、収益性と株主利益率を大幅に向上させました。それにより、ドイツ銀行のステークホルダーにとっても大きな価値が

創出されました。監査役会は、クリスティアンが当行の発展を次なる段階へと導く人材として適任であると確信しています。」

ワイナンツは、次のように付け加えました。「監査役会はまた、過去数年にわたりコーポレート・バンクとインベストメント・バンクを成功裏に率いてきたファブリツィオ・カンペリとの契約を延長することを大変喜ばしく思います。」

さらに、監査役会は、2025年5月1日付でカンペリに米州の地域統括責任者に就任するよう要請しました。カンペリは、一身上の都合で当行を去ることとなったシュテファン・シモンの後任となります。カンペリの直属となる新たな常任の米州 CEO は追って任命される予定であり、規制当局による承認を条件として、米州コーポレート・バンク事業の責任者であるポール・マリーが、暫定的に米州 CEO の職務を担うこととなります。

ワイナンツは、次のとおり述べました。「米州地域は、ドイツ銀行にとって重要な成長の原動力です。米州地域におけるリーダーシップと、主要ビジネスの責任を完全に融合することで、よりシンプルでより効果的な組織体制を構築します。シュテファン・シモンは様々な規制上や法律上の課題に対応し、規制当局との関係改善や当行のガバナンス体制の強化、米州における当行の成長戦略の推進に大きく貢献してくれたことに感謝の意を表します。彼の今後の活躍を祈ります。」

シュテファン・シモンは、かつて当行の監査役を務め、2020年からは当行の取締役会のメンバーです。また、直近では、米州 CEO 兼チーフ・リーガル・オフィサーとして、グループ・ガバナンスというさらなる職責も担ってきました。彼の法務およびグループ・ガバナンスに係る職責は、クリスティアン・ゼーヴィングの管轄に引き継がれます。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、個人顧客、中小企業、事業法人、各国政府および機関投資家に対し、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、コーポレート・バンキング、トランザクション・バンキング、融資、資産運用の商品およびサービスならびに焦点を絞った投資銀行業務を提供しています。ドイツ銀行は、欧州に深く根ざしつつグローバル・ネットワークを有するドイツ有数の銀行です。

将来の事象に関する記述

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、当行の考えおよび予想ならびにその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行の経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。したがって、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当行はこれらの記述に関して、新しい情報または将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。したがって、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。

これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当行が収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当行の経営戦略の実施、当行のリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。

このような要因については、SECに提出した当行の2025年3月13日付Form 20-Fの「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該文書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

ドイツ銀行、2025 年第 1 四半期において前年同四半期から 39%の増加 28 億ユーロの税引前利益を計上

利益の伸び率は、2 桁の収益の伸び率およびコスト管理の成果を反映

- 税引前利益は、2024 年第 1 四半期から 39%増加し、28 億ユーロ
- 純利益は、前年同四半期から 39%増加し、20 億ユーロ

2025 年通年の目標に沿った主要財務比率

- 税引後平均有形株主資本利益率 (RoTE) ¹は、2025 年の目標である 10%超と比較して、11.9%に上昇
- 費用収益比率は、2025 年の目標である 65%未満の範囲内で、61.2%

2025 年第 1 四半期の収益の成長が、2025 年の収益目標を下支え

- 純収益は、前年同四半期から 10%増加し、85 億ユーロ
- 純資金流入は、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメント全体で 260 億ユーロ

2025 年のコストガイダンスに沿ったコスト

- 利息以外のコストは、前年同四半期から 2%減少し、52 億ユーロ
- 営業関連以外のコストは 64%減少し、93 百万ユーロ
- 調整済コストは 2%増加し、51 億ユーロ

2025 年第 1 四半期における自己資本指標およびバランスシート指標は同水準で推移

- 普通株式等 Tier1 (CET1) 資本比率は、変動なく 13.8%
- レバレッジ比率は、2024 年第 4 四半期と同じく 4.6%

信用損失引当金は 471 百万ユーロ

- 不良債権 (ステージ 3) に対する引当金は、前年同四半期から 27%減少し、341 百万ユーロとなり、ポートフォリオは予想どおり正常化
- 正常債権 (ステージ 1 およびステージ 2) に対する引当金は 130 百万ユーロで、マクロ経済見通しの不確実性に関連するオーバーレイを含みます。

すべての事業において税引前利益が前年同四半期から増加

- コーポレート・バンク：3%増加して 632 百万ユーロ
- インベストメント・バンク：22%増加して 15 億ユーロ
- プライベート・バンク：43%増加して 490 百万ユーロ
- アセット・マネジメント：67%増加して 204 百万ユーロ

チーフ・エグゼクティブ・オフィサーのクリスティアン・ゼーヴィングは、「2025 年第 1 四半期の業績に非常に満足しており、2025 年の目標すべての達成に向けて順調に進んでいます。」とコメントしました。「収益の成長とコスト削減を組み合わせることによって過去 14 年間で最高の四半期利益を達成したことは、当行のグローバル・ハウスバンク戦略が機能していることを示しています。これにより、当行は、地政学的およびマクロ経済的環境が急速に変化する中でも、顧客をサポートできる非常に強い立場を築いています。」

ドイツ銀行 (銘柄コード XETRA:DBGn. DB/NYSE:DB) は、本日、2025 年第 1 四半期の税引前利益が 28 億ユーロとなり、前年同四半期から 39%増となったことを発表しました。これは純収益の 10%の増加および利息以外のコストの 2%の減少に起因しています。税引後利益は、前年同四半期から 39%増加して 20 億ユーロとなりました。

ドイツ銀行の目標比率は、2024 年第 1 四半期と比較して著しく改善しました。税引後平均有形株主資本利益率 (RoTE)¹は、前年同四半期の 8.7%から上昇して 11.9%となり、当行の 2025 年通年の目標に沿って 10%超えを達成しました。税引後平均株主資本利益率 (RoE)¹は、前年同四半期の 7.8%から上昇して 10.6%となりました。費用収益比率は、前年同四半期の 68.2%から改善して 61.2%となり、2025 年通年目標である 65%未満と一致しました。希薄化後 1 株当たり収益は、前年同四半期の 0.69 ユーロと比較して 43%増加して、0.99 ユーロに改善しました。

ドイツ銀行の各事業部門は、当行グループの収益性および目標比率に、以下のとおり貢献しました。

- **コーポレート・バンク**：税引前利益は、税引後 RoTE¹が 14.4%、費用収益比率が 62%となり、前年同四半期から 3%増加して 632 百万ユーロとなりました。
- **インベストメント・バンク**：税引前利益は、税引後 RoTE¹が 18.0%、費用収益比率が 49%となり、前年同四半期から 22%増加して 15 億ユーロとなりました。
- **プライベート・バンク**：税引前利益は、税引後 RoTE¹が 8.3%、費用収益比率が 71%となり、前年同四半期から 43%増加して 490 百万ユーロとなりました。
- **アセット・マネジメント**：税引前利益は、税引後 RoTE¹が 22.1%、費用収益比率が 64%となり、前年同四半期から 67%増加して 204 百万ユーロとなりました。

チーフ・ファイナンシャル・オフィサーのジェームス・フォン・モルトケは、「2025 年第 1 四半期において、当行は 2 桁の収益の成長や継続的なコスト管理により、力強い収益モメンタムを実現しました。これは当行の一貫した戦略実行による恩恵を享受しているからです。すべての指標における強固なバランスシート (CET1 資本比率 13.8%を含みます。) は不安定な市場を乗り越える上で理想的な基盤を築き上げ、ドイツ銀行の収益性を今後数年間で次の水準に引き上げるための強固な基盤となっています。」と付け加えました。

グローバル・ハウスバンク戦略の継続的な実行

ドイツ銀行は、2025 年第 1 四半期も引き続き **グローバル・ハウスバンク戦略**を進展させました。これには、以下が含まれました。

- **収益の伸び率**：2021 年以降、過去 12 カ月間の当行の複合年平均収益の伸び率は、2025 年第 1 四半期末現在で 6.1%となり、5.5%から 6.5%の間としていた当行の目標の範囲内でした。プライベート・バンクおよびアセット・マネジメント全体での運用資産は、2025 年第 1 四半期における 260 億ユーロの純資金流入を含めて、過去 12 カ月間に 950 億ユーロ増加しました。
- **業務効率**：ドイツ銀行は、2025 年第 1 四半期において、25 億ユーロの業務効率化プログラムをさらに進展させました。かかる施策には、ドイツにおける当行のプラットフォームの最適化および特に顧客対応以外の業務における従業員削減が含まれます。2025 年第 1 四半期末現在、効率化施策の完了により実現した、または見込まれる費用削減は 21 億ユーロに達し、これはプログラム全体の削減目標額の約 85%を占めています。これには、当行がこれまでの期間における再編、その他の従業員削減施策、雇用管理および社内異動による費用削減が寄与し、これまでに実現した約 19 億ユーロの削減額が含まれています。
- **資本効率**：ドイツ銀行は、2025 年第 1 四半期において、データおよびプロセスの改善ならびに証券化取引によりさらに 40 億ユーロの RWA を減少させました。その結果、資本効率化施策による RWA 相当額の利益は累計 280 億ユーロに達し、既に、2025 年末までに 250 億ユーロから 300 億ユーロとする目標範囲の上限に近い水準となりました。

収益：2桁の伸び率は戦略の実行を反映

純収益は、前年同四半期から10%増加して85億ユーロとなり、2025年通年で約320億ユーロとする当行の収益目標に沿っています。当行の各ビジネスにおける収益の推移は、以下のとおりです。

- **コーポレート・バンクの純収益**は、前年同四半期から実質的に変動なく、19億ユーロとなりました。これは預金高の増加ならびに手数料およびフィー純収益の6%の増加は、預金マージンが前年同四半期よりも正常化したことにより相殺されたためです。コーポレート・トレジャー・サービスの収益は、預金高の増加が預金マージンの減少を相殺したことにより、前年同四半期から1%増加して11億ユーロとなりました。機関投資家向けサービスの収益は、証券サービスの収益の伸びが機関投資家向けキャッシュ・マネジメントにおける預金マージンの減少を上回ったことにより、3%増加して473百万ユーロとなりました。ビジネス・バンキングの収益は、預金マージンの正常化により9%減少して321百万ユーロとなりました。ドイツ銀行は、ユーロマネーの2025年トレード・ファイナンス・サーベイにおいて、「大企業向けワールド・ベスト・トレード・ファイナンス・バンク」に、また、クリシル・コアリション・グリニッジの2025年サーベイにおいて、「ドイツのコーポレート・キャッシュ・マネジメント最優秀銀行」に選ばれました。
- **インベストメント・バンクの純収益**は、2024年第1四半期から10%増加し、34億ユーロとなりました。債券および為替（FIC）の記録的な収益は、レバレッジド・デット・キャピタル・マーケットにおける特定のポジションの一部売却および評価減の影響を含むオリジネーションおよびアドバイザリー（O&A）の収益の減少により一部相殺されました。このポジションの前年同四半期比での影響²を除くと、O&Aの収益は、ほぼ横ばいの手数料市場環境において前年同四半期から5%増加しました（出所：ディールロジック）。債券および為替（FIC）の収益は、17%増加して29億ユーロとなりました。これは、市場活動の活発化ならびに顧客エンゲージメントの増加を反映した金利および外国為替の両業務における堅調な成長に牽引されたものです。資金調達業務における収益も増加しましたが、これはターゲット・バランスシートの展開により純利息収益が増加したことが反映されています。オリジネーションおよびアドバイザリーの収益は8%減少して460百万ユーロ（前述の評価減を調整したベースでは5%の増加）となり、債券オリジネーションの収益の前年同四半期比21%の減少が、アドバイザリーの収益の前年同四半期比22%の増加および株式オリジネーションの収益の増加を上回りました。
- **プライベート・バンクの純収益**は、前年同四半期から3%増加して24億ユーロとなりました。利息以外の収益は、戦略に沿った投資商品収益の堅調な成長により増加しました。手数料およびフィー純収益は5%増加して832百万ユーロとなり、一方、純利息収益は2%増加して15億ユーロとなりました。パーソナル・バンキングの収益は、貸出金収益の減少が投資商品収益および預金収益の増加を上回ったことに伴い、前年同四半期から2%減少して、13億ユーロとなりました。ウェルス・マネジメントおよびプライベート・バンキングの収益は、投資商品収益の増加に牽引され、前年同四半期から8%増加して11億ユーロとなりました。運用資産は、純資金流入60億ユーロが市場の動向および為替レートの変動による80億ユーロのマイナスの影響によって相殺されたことに伴い、2025年第1四半期末現在において6,320億ユーロとなりました。プライベート・バンクはユーロマネーの「2025年グローバル・プライベート・バンキング・アワード」において、「ワールド・ベスト・フォー・アントレプレナーズ」、「ワールド・ベスト・フォー・コマーシャル・リアル・エステート・アンド・ノース・アメリカ・ベスト・インターナショナル・プライベート・バンク」を含む15部門で受賞しました。
- **アセット・マネジメントの純収益**は、前年同四半期から18%増加し、730百万ユーロとなりました。マネジメント・フィーは、主にアクティブ商品およびパッシブ商品の両方における平均運用資産の増加を反映して、8%増加して639百万ユーロとなりました。運用報酬および取引手数料は、オルタナティブ・インフラストラクチャー・ファンドからの運用報酬の継続的な認識を反映し、前年同四半期から2倍超に増加して37百万ユーロとなりました。一方、その他の収益は、保証の公正価値におけるプラスの変動およびトレジャー資金調達費用の減少を反映し、54百万ユーロとなりました。純資金流入は200億ユーロとなり、これは主に

戦略に沿ったパッシブ商品およびキャッシュによる追加の資金流入によって牽引されました。運用資産は、2025 年第 1 四半期末現在において 1 兆 100 億ユーロとなり、2024 年第 4 四半期末現在から 20 億ユーロ減少し、2024 年第 1 四半期末現在からは 680 億ユーロ増加しました。

営業関連以外のコストが正常化し、2025 年通年の見通しに沿ったコスト

2025 年第 1 四半期の**利息以外のコスト**は、前年同四半期から 2%減少して、52 億ユーロとなり、当行の 2025 年通年の見通しに沿っています。この推移は主に、営業関連以外のコストが予想どおり前年同四半期から大幅に削減されたことを反映したものです。

調整済コストは 2%増加し、51 億ユーロとなり、これには 2025 年第 1 四半期の当行の株価上昇により増加した株式報酬の要素に左右される報酬関連費用の増加が含まれます。2025 年第 1 四半期末現在の**従業員**（常勤相当）は、2025 年第 1 四半期において 66 名減少し、2024 年第 1 四半期末現在からは 636 名減少し、89,687 名となりました。これは、一部は当行の業務効率化プログラムに関連して、離職者が 2025 年第 1 四半期における戦略的雇用および内部雇用を上回ったためです。

営業関連以外のコストは、2024 年第 1 四半期の 262 百万ユーロから 64%減少し、93 百万ユーロとなりました。これには、前年同四半期の 166 百万ユーロから減少して 26 百万ユーロとなった訴訟費用ならびに前年同四半期の 95 百万ユーロから減少して 68 百万ユーロとなった再編および退職費用が含まれます。

信用損失引当金は、マクロ経済の不確実性に関連するオーバーレイによって相殺されたポートフォリオの正常化を反映

信用損失引当金は、2024 年第 1 四半期の 439 百万ユーロおよび 2024 年第 4 四半期の 420 百万ユーロと比較して 471 百万ユーロとなり、貸出平均残高の 39 ベーシスポイントとなりました。ポートフォリオのパフォーマンスが予想どおり推移したため、不良債権（ステージ 3）に対する引当金は 341 百万ユーロとなり、前年同四半期から 27%減少し、2024 年第 4 四半期から 18%減少しました。正常債権（ステージ 1 およびステージ 2）に対する引当金は 130 百万ユーロとなり、これには米国の地政学的見通しおよびマクロ経済の見通しの不確実性に関連するオーバーレイならびに 2025 年第 1 四半期のマクロ経済の影響、ポートフォリオの影響およびモデル変更が含まれます。これは、2024 年第 4 四半期のステージ 1 およびステージ 2 に対する引当金が 6 百万ユーロ、前年同四半期の純戻入れが 32 百万ユーロであったことと比較されます。

堅調な自己資本比率が株主への配当および事業成長を支える

2025 年第 1 四半期の**普通株式等 Tier1 (CET1) 資本比率**は、2024 年第 4 四半期から変動なく、2024 年第 1 四半期末現在の 13.4%からは上昇して、13.8%となりました。堅調な留保利益を通じた有機的な自己資本の創出は、主にその他 Tier1 資本証券（AT1 証券）のクーポン支払いの控除および配当性向 50%を目指すとする当行のコミットメントを反映した将来の資本分配の控除により相殺されました。

2025 年第 1 四半期末現在の**レバレッジ比率**は、2024 年第 4 四半期末現在から変動なく、前年同四半期の 4.5%からは上昇し、4.6%となりました。**レバレッジ・エクスポージャー**は、2024 年第 4 四半期末現在の 1 兆 3,160 億ユーロおよび前年同四半期の 1 兆 2,540 億ユーロと比較して、1 兆 3,020 億ユーロとなりました。

2025 年 5 月 22 日に開催されるドイツ銀行の年次株主総会に向けて、取締役会および監査役会は、2024 会計年度について前会計年度から 50%増配の 1 株当たり 0.68 ユーロの現金配当の支払いを提案しています。これにより、最近開始された当行の 750 百万ユーロの自社株の買戻しプログラムを含め、2025 年の資本分配合計は 21 億ユーロとなります。

2025 年第 1 四半期末現在の**流動性カバレッジ比率**は、2024 年第 4 四半期末現在の 131%と比較して 134%となり、規制要件である 100%を上回り、余剰額は 580 億ユーロとなりました。2025 年第 1 四半

期末現在の質の高い流動性資産は、2024 年第 4 四半期末現在の 2,260 億ユーロと比較して、2,310 億ユーロとなりました。安定調達比率は、2024 年第 4 四半期現在の 121%と比較して、当行の目標範囲である 115%から 120%の範囲内の 119%となり、余剰額は 990 億ユーロとなりました。

2025 年第 1 四半期末現在の**顧客預金**は、2024 年第 4 四半期から実質的に変動なく、2024 年第 1 四半期の 6,350 億ユーロからは増加して、6,650 億ユーロとなりました。

サステナブル・ファイナンス：2020 年以降の取引高³は 3,890 億ユーロに到達

2025 年第 1 四半期の**サステナブル・ファイナンスおよび ESG 投資の取引高 (DWS を除きます。)**³は 160 億ユーロで、2020 年 1 月 1 日以降の累積取引高は 3,890 億ユーロとなり、2024 年末現在から 3,730 億ユーロ増加しました。

2025 年第 1 四半期におけるドイツ銀行の各事業部門は、以下のとおり貢献しました。

- **コーポレート・バンク**：サステナブル・ファイナンスの取引高は 40 億ユーロとなり、2020 年 1 月 1 日以降のコーポレート・バンクの累積取引高を 740 億ユーロに引き上げました。
- **インベストメント・バンク**：サステナブル・ファイナンスの取引高、サステナブル関連資本市場発行高およびマーケット・メイキングで 120 億ユーロを提供し、2020 年 1 月 1 日以降の累積取引高は 2,360 億ユーロとなりました。
- **プライベート・バンク**：ESG 運用資産および新規貸出しは 10 億ユーロ増加し、2020 年 1 月 1 日以降の累積取引高は 690 億ユーロとなりました。一任ポートフォリオ運用およびグリーンボンドの純資金流入は 21 億ユーロとなり、2022 年第 1 四半期以来の最高額となりましたが、市場の下落による影響により相殺されました。

2025 年第 1 四半期における主な取引は、以下のとおりです。

- コーポレート・バンクは、ポルスカ・グループ・エネルゲティチュナ S.A. (PGE) への 29 億ユーロのノンリコース・プロジェクト・ファイナンスにおいて、主幹事を務めました。発電容量 1.5 ギガワットの「バルティカ 2」は、PGE およびオーステッドの共同開発により現在ポーランドで計画されている最大規模の洋上風力発電プロジェクトであり、約 2.5 百万世帯の電力需要を満たすグリーン電力を生産する予定です。
- インベストメント・バンク (O&A) は、金融機関による発行として初めて EU グリーンボンド基準に準拠したものとなる、ABN アムロの 6 年物上位優先 EU グリーンボンドにおいて、共同主幹事を務めました。調達資金は、グリーンビルディングおよび再生可能エネルギー・プロジェクトに関して、EU タクソノミーに完全に準拠しています。
- インベストメント・バンク (FIC) は、ベナン共和国への、最大 507 百万ユーロの無担保分割償還型タームローン・ファシリティ（最終償還期限は 15 年）に関して、単独主幹事および貸手を務めました。この貸付は、国際開発協会およびアフリカ貿易投資開発保険機構が提供する一次損失／二次損失を保証する仕組みの恩恵を受けており、革新的な金融商品を活用してベナン共和国の経済成長および社会的進歩を支援しています。

グループ業績概要

特に表示がない限り 単位: 百万ユーロ	2025 年 3 月 31 日に 終了した 3 カ月間	2024 年 3 月 31 日に終 了した 3 カ月間	変動額	増減 (%)
純収益合計:	8,524	7,779	745	10
内:				
コーポレート・バンク	1,866	1,878	(12)	(1)
インベストメント・バンク	3,362	3,047	316	10
プライベート・バンク	2,439	2,376	62	3
アセット・マネジメント	730	617	113	18
コーポレートおよびその他	127	(139)	266	N/M
信用損失引当金	471	439	32	7
利息以外のコスト	5,216	5,305	(89)	(2)
税引前利益(損失)	2,837	2,036	801	39
利益(損失)	2,012	1,451	562	39
ドイツ銀行株主に帰属する利益(損失)	1,775	1,275	501	39
普通株式等 Tier1 資本比率 ⁴	13.8%	13.4%	0.4ppt	N/M
レバレッジ比率 ⁴	4.6%	4.5%	0.2ppt	N/M

N/M: 意味のある比較不能

過去年のセグメント情報は、現在のセグメント区分に合わせて表示されています。

1 本項目およびその他の GAAP 以外の財務的測定尺度の詳細については、2025 年第 1 四半期補足財務データ (英文) の 15 頁から 21 頁の「GAAP 以外の財務的測定尺度」および 2025 年 3 月 31 日付の収益報告書 (英文) の 50 頁から 54 頁の「GAAP 以外の財務的測定尺度」をそれぞれご参照ください。

2 2025 年第 1 四半期の (90) 百万ユーロおよび 2024 年第 1 四半期の (22) 百万ユーロ

3 コーポレート・バンク、インベストメント・バンク、プライベート・バンクおよびアセット・マネジメント

4 期末現在

ESG 分類

ドイツ銀行は、サステナブル関連ファイナンスおよび ESG 投資の取引を「Sustainable Finance Framework (サステナブル・ファイナンスのフレームワーク) (英文) および「Deutsche Bank ESG Investments Framework (ドイツ銀行の ESG 投資のフレームワーク) (英文) (https://investor-relations.db.com から入手可能です。)において定義しました。当行の目標における累積の定義に鑑みて、フレームワークに照らした検証が報告する四半期末までに完了できない場合には、取引高は翌四半期以降において検証が完了次第報告されます。アセット・マネジメントにおける DWS の ESG 商品分類の詳細については、DWS の 2024 年の年次報告書 (英文) の「Summarised Management Report - Sustainability Statement - General Information - Sustainability in Our Product Suite and Investment Approach - Our Product Suite (マネジメント・レポートの要約 - サステナビリティ・ステートメント - 概要 - 当社の商品および投資アプローチにおける持続可能性 - 当社の商品)」をご参照ください。

ドイツ銀行の事業の 2025 年第 1 四半期の業績の詳細は、2025 年 3 月 31 日付の収益報告書 (英文) により入手可能です。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、個人顧客、中小企業、事業法人、各国政府および機関投資家に対し、リテール・バンキング、プライベート・バンキング、コーポレート・バンキング、トランザクション・バンキング、融資、資産運用の商品およびサービスならびに焦点を絞った投資銀行業務を提供しています。ドイツ銀行は、欧州に深く根ざしつつグローバル・ネットワークを有するドイツ有数の銀行です。

将来の事象に関する記述

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、当行の考えおよび予想ならびにその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行の経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。したがって、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当行はこれらの記述に関して、新しい情報または将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。したがって、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。

これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国およびドイツ銀行が収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当行の経営戦略の実施、当行のリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当行の2025年3月13日付Form 20-Fの「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該文書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

会計の基準

上記の当行の業績は、国際会計基準審議会（IASB）により発行され、欧州連合（EU）が支持している国際財務報告基準（IFRS）に準拠して作成されています。これには、2020年以降、満期到来前の預金に対するポートフォリオ公正価値ヘッジ会計および期限前弁済条項付固定金利モーゲージの適用（以下「EUカーブアウト」といいます。）が含まれます。EUカーブアウトに基づく公正価値ヘッジ会計は、各テナーのプールにおける金利のプラス・マイナス両方の動きに対する会計エクスポージャーを最小限に抑えることで、トレジャリーの活動により報告される収益のボラティリティを削減するために用いられます。

2025年3月31日に終了した3カ月間について、EUカーブアウトの適用は、当行の税引前利益に391百万ユーロ、利益に280百万ユーロのプラスの影響をもたらしました。2024年3月31日に終了した3カ月間について、EUカーブアウトの適用は、当行の税引前利益に403百万ユーロ、利益に287百万ユーロのプラスの影響をもたらしました。当行グループの規制自己資本およびその比率についても、EUカーブアウトを伴うIAS第39号を用いて報告しています。2024年3月31日現在については、EUカーブアウトの適用は、CET1資本比率に約33ベースポイントのマイナスの影響をもたらしたのに対し、2025年3月31日現在については、約60ベースポイントのマイナスの影響をもたらしました。いずれの期においても、EUカーブアウトの正味の影響は、ヘッジ対象のポジションの時価評価の変動およびヘッジ手段によって、プラスにもマイナスにもなる可能性があります。

GAAP以外の財務的測定尺度の使用について

本リリース、および当行が発行しているまたは発行する可能性があるその他の書面には、GAAP以外の財務的測定尺度が含まれています。GAAP以外の財務的測定尺度とは、当行の過去もしくは将来の経営成績、財政状態またはキャッシュ・フローの尺度で、当行の財務諸表においてIFRSに従って計算および表示された最も直接的に比較可能な尺度から、場合により、これに含められている（または除外されている）金額を除外する（または含める）調整を行うものです。当行のGAAP以外の財務的測定尺度およびこれと最も直接的に比較可能なIFRSの財務的測定尺度の例は、以下をご参照ください。

GAAP以外の財務的測定尺度

最も直接的に比較可能なIFRSの財務的測定尺度

各部門におけるドイツ銀行株主に帰属する利益(損失)、 各部門におけるドイツ銀行株主およびその他の資本構 成要素に帰属する利益(損失)	利益(損失)
主要な銀行業務セグメントの純利息収益	純利息収益
通貨換算の影響を調整したベースでの収益	純収益
調整済コスト、通貨換算の影響を調整したベースでのコ スト、営業関連以外のコスト	利息以外のコスト
純資産(調整済)	資産合計
有形株主資本、平均有形株主資本、有形帳簿価額、平均 有形帳簿価額	株主資本合計(帳簿価額)
税引後平均株主資本利益率(AT1証券のクーポン控除後 のドイツ銀行株主に帰属する利益(損失)に基づく)、 税引後平均有形株主資本利益率(AT1証券のクーポン控 除後のドイツ銀行株主に帰属する利益(損失)に基づく)	税引後平均株主資本利益率
基本的流通株式1株当たり有形純資産、基本的流通株式1 株当たり資産	流通株式1株当たり資産

通貨換算の影響を調整したベースでの収益およびコストは、ユーロ以外の通貨建てで発生または被った過去の会計期間の収益およびコストを、当該会計期間における外国為替レートによりユーロに換算することで計算します。これらの調整済の数値およびそれに基づく過去の会計期間との比較によるパーセンテージの変化は、基礎となる取引高の状況についての情報を提供することを意図しています。

調整済コストは、IFRSに基づく利息以外のコストから、(i)のれんおよびその他の無形資産の減損、(ii)正味の訴訟費用ならびに(iii)再編および退職費用(併せて**営業関連以外のコスト**と総称します。)を控除して計算されます。

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ドイツ銀行は、フランクフルト・アム・マイン（ドイツ）に本店を置くドイツ最大の銀行であり、2023年12月31日現在の総資産規模が1兆3,120億ユーロで、世界最大の金融機関の一つである。2023年末現在、当行内部の従業員数は常勤相当で90,130名であり、57ヶ国において1,432支店（このうち66%がドイツ国内）を運営している。当行は、世界中の個人、法人および機関投資家顧客向けに多種多様な投資、金融および関連の商品ならびにサービスを提供している。

2. 主要な経営指標等の推移

（便宜上記載されている日本円金額は、2024年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1.00ユーロ＝169.78円）により計算されている。）

（a）ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
信用損失引当金控除後の純利息収益	13,026 (22,116)	9,734 (16,526)	10,640 (18,065)	12,425 (21,095)	12,097 (20,538)
利息以外の収益合計	9,416 (15,986)	12,503 (21,228)	14,255 (24,202)	13,560 (23,022)	15,277 (25,937)
純収益合計（注2）	22,441 (38,100)	22,237 (37,754)	25,410 (43,141)	27,210 (46,197)	28,879 (49,031)
税引前利益（損失）	-2,634 (-4,472)	1,021 (1,733)	3,390 (5,756)	5,594 (9,497)	5,678 (9,640)
ドイツ銀行株主およびその他の資本構成要素に帰属する純利益（損失）	-5,390 (-9,151)	495 (840)	2,365 (4,015)	5,525 (9,380)	4,772 (8,102)
包括利益（損失）合計（税引後）	-6,073 (-10,311)	-762 (-1,294)	3,844 (6,526)	5,392 (9,155)	4,255 (7,224)
普通株式	5,291 (8,983)	5,291 (8,983)	5,291 (8,983)	5,291 (8,983)	5,223 (8,868)
株主持分合計	55,857 (94,834)	54,786 (93,016)	58,027 (98,518)	61,959 (105,194)	64,486 (109,484)
資産合計	1,297,674 (2,203,191)	1,325,259 (2,250,025)	1,323,993 (2,247,875)	1,336,788 (2,269,599)	1,312,331 (2,228,076)
普通株式等Tier1資本比率（CRR/CRD4適用ベース）（%）（注3）	13.6	13.6	13.2	13.4	13.7
普通株式等Tier1資本比率（CRR/CRD4完全適用ベース）（%）（注4）	13.6	13.6	13.2	13.4	13.7
Tier1自己資本率（CRR/CRD4適用ベース）（%）（注3）	15.6	15.7	15.7	15.7	16.1
Tier1自己資本率（CRR/CRD4完全適用ベース）（%）（注4）	15.0	15.4	15.6	15.7	16.1
基本的流通株式1株当たり純資産（ユーロ（円））	26.37 (4,477)	26.04 (4,421)	27.62 (4,689)	29.74 (5,049)	31.64 (5,372)
基本的1株当たり利益（損失）（ユーロ（円））（注5）	-2.71 (-460)	0.07 (12)	0.96 (163)	2.42 (411)	2.07 (351)
希薄化後1株当たり利益（損失）（ユーロ（円））（注6）	-2.71 (-460)	0.07 (12)	0.93 (158)	2.37 (402)	2.03 (345)
営業活動によるキャッシュ・フロー	-40,449 (-68,674)	30,736 (52,184)	-2,952 (-5,012)	-2,113 (-3,587)	5,606 (9,518)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-10,280 (-17,453)	-1,892 (-3,212)	23,595 (40,060)	-17,175 (-29,160)	-2,576 (-4,374)

財務活動によるキャッシュ・フロー	-2,802 (-4,757)	-311 (-528)	1,630 (2,767)	614 (1,042)	-2,852 (-4,842)
現金および現金同等物の期末残高	128,869 (218,794)	156,328 (265,414)	179,946 (305,512)	165,626 (281,200)	163,768 (278,045)
従業員数（常勤相当）（人）	87,597	84,659	82,969	84,930	90,130

（注1）連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

（注2）2019年12月31日に終了した年度および2020年12月31日に終了した年度において、「純収益合計」は信用損失引当金控除後を意味している。2021年12月31日に終了した年度、2022年12月31日に終了した年度および2023年12月31日に終了した年度においては、「純収益合計」は信用損失引当金控除前の純利息収益に利息以外の収益を加えた額を意味している。

（注3）CRR/CRD 4 フレームワークの暫定適用ベースに基づいている。自己資本比率は、対象となる資本とリスク・ウェイト・アセットとの関連を示している。

（注4）CRR/CRD 4 フレームワークの完全適用ベースに基づいている。

（注5）各年度の基本的1株当たり利益（損失）は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数で除して計算されている。利益（損失）は、2023年5月、2022年5月、2021年4月、2020年4月および2019年4月にその他Tier 1 資本証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた498百万ユーロ、479百万ユーロ、363百万ユーロ、349百万ユーロおよび330百万ユーロ（税引前）によって調整されている。

（注6）各年度の希薄化後1株当たり利益（損失）は、ドイツ銀行株主に帰属する純利益を普通株式の平均流通株式数（いずれも想定される株式転換後の数値）で除して計算されている。利益（損失）は、2023年5月、2022年5月、2021年4月、2020年4月および2019年4月にその他Tier 1 資本証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた498百万ユーロ、479百万ユーロ、363百万ユーロ、349百万ユーロおよび330百万ユーロ（税引前）によって調整されている。

(b) ドイツ銀行（非連結ベース）

（特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
収益合計	27,840 (47,267)	27,515 (46,715)	26,252 (44,571)	44,592 (75,708)	79,246 (134,544)
営業利益	-6,452 (-10,954)	-902 (-1,531)	121 (205)	-217 (-368)	5,466 (9,280)
当期純利益（損失）	-19,685 (-33,421)	-1,769 (-3,003)	1,919 (3,258)	5,506 (9,348)	4,999 (8,487)
資本金	5,291 (8,983)	5,291 (8,983)	5,291 (8,983)	5,291 (8,983)	5,223 (8,868)
資産合計	777,081 (1,319,328)	993,292 (1,686,411)	1,020,109 (1,731,941)	1,052,343 (1,786,668)	1,060,231 (1,800,060)
純資産額（株主資本）	34,728 (58,961)	32,959 (55,958)	34,913 (59,275)	39,625 (67,275)	43,552 (73,943)
1株当たり純資産額（1株当たり 株主資本）（ユーロ（円））（注1）	16.80 (2,852)	15.95 (2,708)	16.89 (2,868)	19.17 (3,255)	21.35 (3,625)
1株当たり利益（損失） （ユーロ（円））	-9.52 (-1,616)	-0.86 (-146)	0.93 (158)	2.66 (452)	2.45 (416)
1株当たり配当 （ユーロ（円））	— (—)	— (—)	0.20 (34)	0.30 (51)	0.45 (76)
配当性向（%）	N/A	N/A	21.5	11.3	18.4
従業員数（人）（注2）	26,271	32,132	35,848	35,325	36,285

（注1）配当可能利益を除く。

（注2）常勤相当の平均従業員数。

2025 年 5 月

発行登録追補書類に記載の事項

ドイツ銀行 2030 年 6 月 12 日満期 米ドル建社債

本書および本社債に関する 2025 年 5 月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では 2025 年 5 月 26 日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。

【発行登録追補書類番号】 7－外 2－2

【提出日】 2025 年 5 月 26 日

【今回の売出金額】 5,000,000 米ドル（円貨相当額 719,550,000 円）
（株式会社三菱UFJ 銀行が発表した 2025 年 5 月 23 日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 米ドル＝143.91 円の換算レートで換算している。なお、上記の換算レートは、本書提出に際して円貨相当額を表示するために便宜上用いられたものであり、本社債に係る実際の取引に適用されるレートと一致するものではない。）

【これまでの売出実績】
（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
7－外 2－1	2025 年 5 月 21 日	702,000,000 円	該当事項なし	
実績合計額		702,000,000 円	減額総額	0 円

【残額】 499,298,000,000 円
（発行予定額－実績合計額－減額総額）
（発行残高の上限を記載した場合） 該当事項なし

【残高】 該当事項なし
（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

<ドイツ銀行 2030 年 6 月 12 日満期 米ドル建社債に関する情報>

第 2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

売出券面額の総額または売出振替社債の総額	5,000,000 米ドル
売出価額の総額	5,000,000 米ドル

本社債の利率は年率4.65%であり、2025年6月12日（以下「利息起算日」という。）（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの期間について利息が付される。

3 【売出社債のその他の主要な事項】

II 本社債の要項の概要

(4) 利息

(C) 定義

「利息額」とは、各利払日について、額面金額100米ドルの各本社債につき2.33米ドルである。

第 3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項は本書提出日においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

以 上

無登録格付に関する説明書

株式会社 SBI 証券

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・レーティングス

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト（<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>）の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・レーティングス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「ライブラリ・規制関連」の「[無登録格付情報](#)」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信

用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

● 格付会社グループの呼称等について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されています。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、2024年9月25日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上